

令和4年第1回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和4年3月4日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和4年3月14日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 益 田 芳 子 君   | 副議長  | 西 山 優 君     |
| 1 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君     |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君   | 5 番  | 坂 田 栄 一 君   |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君   | 7 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 8 番  | 二 見 伸 吾 君   | 9 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君     | 11 番 | 寺 尾 光 司 君   |
| 12 番 | 力 山 彰 君     | 13 番 | 三 宅 健 治 君   |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君     | 16 番 | 橋 井 肇 君     |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君   | 18 番 | 木 田 圭 司 君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第13号議案 府中町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 3 第14号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 4 第16号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
- 5 第17号議案 府中町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 6 第20号議案 府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改正について

- 7 第 5号議案 令和4年度府中町一般会計予算
- 8 第 6号議案 令和4年度府中町土地取得特別会計予算
- 9 第 7号議案 令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 10 第 8号議案 令和4年度府中町介護保険特別会計予算
- 11 第 9号議案 令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 第10号議案 令和4年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会解散)

13 一般質問



7. 説明のため会議に出席した者

|              |   |       |
|--------------|---|-------|
| 町            | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町           | 長 | 齋藤哲也君 |
| 教育           | 長 | 新田憲章君 |
| 総務企画部        | 長 | 増田康洋君 |
| 財務部          | 長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部        | 長 | 山西仁子君 |
| 町民生活部        | 長 | 金光一隆君 |
| 建設部          | 長 | 井上貴文君 |
| 消防           | 長 | 新宅和彦君 |
| 教育部          | 長 | 榎並隆浩君 |
| 総務企画部次長兼総務課長 |   | 森本雅生君 |
| 財務部次長兼財政課長   |   | 中本孝弘君 |
| 建設部次長兼建築課長   |   | 川口正幸君 |
| 政策企画課長       |   | 土井賢二君 |
| 情報管理課長       |   | 藤永政己君 |
| 税務課長         |   | 藤田正明君 |
| 環境課長         |   | 小路和司君 |
| 下水道課長        |   | 原田司君  |
| 維持管理課長       |   | 谷口洋二君 |
| 教育委員会総務課長    |   | 岩崎雅男君 |

学 校 教 育 課 長 立 花 淑 子 君

社 会 教 育 課 長 山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前10時00分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和4年第1回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番、田中議員、7番、山口議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2に入りますが、お手元の日程第2から日程第12までの各議案は、令和4年度予算及びそれらの関連議案ですので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、日程第2、第13号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第3、第14号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第4、第16号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、日程第5、第17号議案、府中町国民健

康保険税条例等の一部改正について、日程第6、第20号議案、府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関わる条例の全部改正について、日程第7、第5号議案、令和4年度府中町一般会計予算、日程第8、第6号議案、令和4年度府中町土地取得特別会計予算、日程第9、第7号議案、令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第10、第8号議案、令和4年度府中町介護保険特別会計予算、日程第11、第9号議案、令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、第10号議案、令和4年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託をしておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、16番、橋井委員長。

○16番（橋井 肇君） 皆さん、おはようございます。令和4年度予算特別委員会報告をいたします。

お手元に配付されております報告書を御覧ください。

令和4年3月14日。

府中町議会議長益田芳子様。

令和4年度予算特別委員会委員長橋井 肇。

令和4年度予算特別委員会報告書。

令和4年3月7日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、府中町議会議規則第66条の規定により報告いたします。

第13号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第14号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第16号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について

原 案 可 決

第17号議案 府中町国民健康保険税条例等の一部改正について

原 案 可 決

第20号議案 府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改

正について

原 案 可 決

第 5号議案 令和4年度府中町一般会計予算

原 案 可 決

第 6号議案 令和4年度府中町土地取得特別会計予算

原 案 可 決

第 7号議案 令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算

原 案 可 決

第 8号議案 令和4年度府中町介護保険特別会計予算

原 案 可 決

第 9号議案 令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原 案 可 決

第10号議案 令和4年度府中町下水道事業会計予算

原 案 可 決

なお、審査過程における意見等ということで、6項目述べておきます。

第5号議案に対し、

①防災会議には、女性や子どもも含め、多様な意見が多く取り入れられるよう努力されたい。

②府中公民館、歴史民俗資料館は新しく完成し来年度から供用開始されるが、多くの住民の方に利用してもらえるよう努力されたい。

③重層的支援体制準備事業では、複雑化、複合化する支援ニーズに対応するため、必要な専門的知識や事実を有した人材の育成・確保にも取り組まれたい。

④健康マイレージ制度で新たに導入されるアプリは、利用者が有効に活用でき、町民の健康づくりにつながるシステムになるよう努力されたい。また、利用促進を図るため、ポイント還元は魅力あるものを検討されたい。

⑤つばきバスの実証運行を踏まえた本運行の実施に当たり、多くの人が利用しやすい運行ルートや料金体系について十分検討されたい。

⑥長寿命化を含めた公園の整備に当たっては、遊具やトイレの設置など、より多くの方が利用しやすい公園となるよう地域住民の意見を積極的に取り入れ、整備を進められたい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見等を十分予算執行に生かされますよう一層の努力をお願いし、令和4年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（益田芳子君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありましたが、本件につきましては、18名全員による予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員18名で、その間議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

日程第2、第13号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第3、第14号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

それでは、まず反対討論から行います。委員長の報告に対して、反対の方。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 第14号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

令和3年の人事院勧告は月例給が改定せず、一時金を年間4.45月から4.30月へと0.15月分引き下げるといふものです。慢性的な人員不足の上にコロナ関連業務が加わり、職場環境は一層の厳しさを増しています。今回の勧告は町民の命や暮らしを守るために、第一線で奮闘している職員の皆さんの労苦に冷や水を浴びせるものです。とりわけひどいのは、会計年度任用職員の一時金を削減することです。現在の会計年度任用職員の一時金は年間1.45月で、常勤職員より三月も少ない。それを0.05月削って1.4月にする。当町の場合は、会計年度任用職員の一時金は月給を削って支給しました。年間支給額はほとんど変わらない名ばかり一時金です。

会計年度任用職員は常勤職員と違い、一会計年度の範囲での契約ですから、年度途中で一時金を引き下げることは、当初提示した労働条件からの不利益変更となります。令和3年の人事院勧告は非常勤職員の給与について常勤職員の給与との均衡をより確保し、処遇の改善が行われるよう求めています。下げることだけバランスを取るようなことがあってはなりません。

また、今年1月に総務省から出された会計年度任用職員制度の適正な運用等については、単に財政上の制約のみを理由として期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬について抑制を図ることは、改正法、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律のことでありますけれども、この改正法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は適切な措置を講ずることと述べており、月給を削り一時金を支給することは、法律の趣旨に沿わないものであることは明らかです。

以上の理由をもって、第14号議案に反対をいたします。

○議長（益田芳子君） 次に、賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（益田芳子君） 賛成多数でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第4、第16号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

それでは、まず反対討論から行います。委員長の報告に対して反対の方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） 次に賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 本条例改正は、精神・結核医療賦課金を廃止するものです。精神医療については、府中町精神障害者通院医療費助成事業へ統合され、引き続き、自立支援医療、通院の自己負担10%の半額が助成されます。

一方、結核医療については、入院については全額公費負担であり、通院に係る自己負担は5%、その半額である2.5%を町が助成する当町だけの制度であります。過去10年間、給付実績はないそうですけれども、結核は古くて新しい病気と言われ、現在の日本の結核罹患率は人口10万人当たり12人、約8,000人に1人でありまして、他の先進諸国の数倍の高さ、アメリカの1980年頃の水準にあることから、日本は結核中進国、先進国でもなく後進国でもなく中進国というふうに位置づけられています。過去10年、該当者がいないからと言って今後もないとは限りません。せっかくの当町だけの助成制度をなくしてしまわなければならないのは誠に残念です。本来であれば反対するところではありますが、令和6年度には国保制度が県単位化され、町独自の制度を県に持ち込むことはできません。遺憾の意を表明しつつ、賛成の討論といたします。

○議長（益田芳子君） ほかの討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。



これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(益田芳子君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第5、第17号議案、府中町国民健康保険税条例等の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

それでは、まず反対討論から行います。委員長の報告に対して反対の方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 次に、賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

8番、二見議員。

○8番(二見伸吾君) 8番、二見です。本条例改正も第16号議案と同じく、国民健康保険の県単位化に向けてのものです。令和6年には、保険税、保険料が県で統一したのになります。当町においては、保険税の算定は所得割、均等割、平等割、資産割の4方式ですが、県単位化によって資産割はなくなります。資産割廃止による保険税不足分を補うためには他を引き上げることとなります。

今回の提案では、令和4年度に保険税が増える世帯が54.4%、減る世帯が42.1%、増減なしが3.4%です。私はこれまでの一般質問や全員協議会で国保の県単位化、それに伴う算定方式の変更は、国費の大幅な投入がなければ被保険者の負担増をもたらすことになり、反対してきました。しかし、残念ながら、保険料率の準統一まで、あと3年というところまで来ています。令和6年度には、現時点での資産で、所得割は現在の10.4%から10.96%へ、均等割は4万5,900円から4万8,793円にしなければならない。ゴールが決まっているわけであります。残念ながら現時点となつては、私たちにできるのはゴールまで何段階で上るかという判断だけです。2年先送りして令和6年に一気に上るか、2年かけて2段階か、今回の提案のように3段で上るのか、今回の改正を見送っても、その分、次年度以降の上げ幅が増えることとなります。残念ではありますが、これも賛成せざるを得ません。

隣の岡山県では、県単位化を進めつつ、保険料率や減免制度は市町村ごとに引き続き行おうそうです。広島県でもそういう選択ができたわけですがけれども、市町村合併と同じく、国の方針に忠実に県単位化を進めてきました。そういう点でも、遺憾の意を表明します。

以上です。

○議長（益田芳子君） 他の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第6、第20号議案、府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

それではまず、反対討論から行います。委員長の報告に対して反対の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 次に、賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

7番、山口議員。

○7番（山口晃司君） 第20号議案に賛成の立場で討論いたします。

まず、大前提として、全国的にコロナ対策等で厳しい財政状況の中、年報酬、若干下がる区分はあるものの、基本的には上がるであろう出勤報酬を増額されたことについては、最大限高く評価いたしております。しかしながら、今後のこともありますし、全部改正の今回2点ほどお話しさせていただきたいと思っております。何、当たり前のことを言っているのかと思われるかもしれませんが、少しお時間をください。

まず1点目は、今回の報酬等の増額が処遇改善だということです。確かに一人一人への支給額は増えております。しかしながら、質疑のときにも申し上げましたように、分団に収入がなく、各団員が分団に会費を支払い、分団の運営資金にしております。

こういった一旦個人口座に入ったお金を持ち寄らないと運営ができない仕組みを残しておいて、実際には個人に残る金銭が増えるかどうか不透明なまま処遇改善に取り組んだことにすることが、自治体の姿勢としてよいのかどうかという疑問があります。

現在、国や自治体が全職種に対して給与のアップ、保育や介護など福祉部門への処遇改善に取り組んでおりますが、自治体自身が持つ組織に対して、個人の収入増につながらないかもしれない処遇改善を認めることは、他の中小零細企業が苦しい経営状況の中、職員への給与増につながることへの協力は得づらい。経営者にとっては、府中町の処遇改善は中身が伴わない、一旦払って裏で回収しよると都合のよい言い訳に使われる。少なくとも、府中町の行う処遇改善が民間に対してのよいお手本にはならないと思います。

ですから、消防団分団に対しては、最低限個人口座に一旦入れたお金を持ち寄らなくても運営できる程度の予算をつけていただきたい。町職員の方は公務員で安定しているから分からないかもしれませんが、景気に左右されやすい民間企業や個人事業の団員の方の中には、一旦入れたお金を会費として持ち寄る余裕がなく、会費を集める時期から参加しづらくなるということがありますので、くれぐれも、団、分団が自立した運営ができる予算がつくことと、各団員の報酬が増えることがセットでないと処遇改善にはつながらないということを、1点目として御理解いただきたいと思います。

もう1点は、消防団の性格についてです。消防団員は非常勤の特別職です。公務員であります。近年、税金の使い道について厳しい目が光っていることは紛れもない事実です。このことは皆様もよく御存じだと思います。その厳しい目は消防団員にも向けられていることは前提としてあります。なので、団費など税金の予算の使い道は消防団員も厳しく律していく必要があります。

しかし、一方で、自治体が募集をかけたところで団員が集まるというものでもありません。自治体の募集で集まるのでしたら、年間1万人も減りません。消防団を組織するための大きな部分は既存の団員に頼っています。既存の団員の家族や親戚、近所の方や友達、同級生、職場の仲間、取引先など、縁、地縁に頼っている部分の大きい組織です。団員のほとんどは公務員としてしっかり勤めたいというよりは、〇〇さんに誘われて、何もできんけど何か人のお役に立てるならいいですよという軽い感覚で集まってくれる方が多いです。つまり公務員でありながら、町内会的地縁団体の性格が非常に大きくて強い特殊な団体です。

先日の質疑の中で、訓練中の水分はそれぞれが用意すればいいというような発言がありました。地縁で集まった方々に公務員的な規律を一方向的に押し付けては信頼関係は築けませんし、一方向的に規律を押し付けられる団体に参加しなくても、楽しいことや育児参加、家族サービスなど、やることが当たり前になったことがたくさんある時代です。

そもそも消防職員の希望どおりの意識の高さや条件では、団員は集まりません。これは府中消防だけではなく、全国的な問題だと思います。地縁で集まった人をつなぎとめるための必要経費としての税金の使い道と、税金の使い道に対する厳しい目とのはざままで苦慮されると思います。消防団を組織するための大きな地縁の部分を各分団に依存していることは実情としてありますので、分団への予算など、ある程度柔軟性を持った対応をお願いしたいと思います。もちろん、これまでに申したことは予算のこともありますし、近隣消防との調整協議の時間も必要でしょうから、すぐすぐにとはいませんが、消防団の運営に当たって頭に置いておいてほしいと思います。特に処遇改善の部分に関しては消防団だけの話ではございません。町を挙げて、全ての業界のお手本になるような処遇改善になるようにしていただきたい。

最後にしますが、改めて報酬等の増額に関しては最大限評価いたします。訓練など厳しいことは当たり前ですが、地縁団体としての部分があることも認めていただき、今後もよりよい関係を築きながら、府中町の安全安心に協力して取り組んでいただくことを要望といたしまして賛成討論といたします。お時間いただきました。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） ほかの討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第7、第5号議案、令和4年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

それではまず、反対討論から行います。委員長の報告に対して反対の方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 次に、賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

8番、二見議員。

○8番(二見伸吾君) 第5号議案、令和4年度府中町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

まず歳入ですが、大きく変動があったのは、地方特例交付金、地方交付税、そして分担金及び負担金、町債の中の臨時財政対策債です。地方特例交付金の減少は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金、約7,900万円が特例措置終了により皆減したことによるものです。令和3年度は町債がほぼ倍増しましたが、その原因は、国が地方交付税を減らして臨時財政対策債に振り替えたからであります。令和4年度は過去最高の地方税収等を背景に、国は地方公共団体への交付税を増やし、臨時財政対策債を大幅に減らしました。その結果、当町も地方交付税は6億円から17億円となり、臨時財政対策債は18億円から6億円になりました。臨時財政対策債は事実上の地方交付税ですので、実質はほぼ変わりません。分担金及び負担金は公共施設管理者負担金1億3,000万円が皆減したことによって、44.6%減っています。この負担金は土木費の都市計画費に同額計上されており、歳入歳出とも皆減ですので影響はありません。このように、数字上の変化は大きいように見えますが、実質的にはさほどの変動はなく、ほぼ例年並みの180億円の歳入となっています。

次に、歳出です。第1に不育症治療費助成事業です。妊娠しても流産や死産を繰り返すことを不育症と言います。現在、不育症患者は妊娠経験者の4.2%、患者数は3万6,000人と推定されていますが、厚労省の不育症研究班は検査と治療によって85%の人が出産までたどり着けると報告しています。不育症の治療は保険対象外となっており、出産までにかかる費用は分娩の費用も含めて、平均でおよそ120万円かかり、中には3年間で治療費や通院の交通費が250万円になったという人もいて、重い負担となっています。

国の助成制度は令和3年に始まりましたが、先進医療検査費用に対して、1回につき5万円が上限です。また、実施主体は都道府県、政令指定都市、中核市に限られています。そういう中で、当町が町単独の新規事業として不育症の検査と治療にかかる

費用を1人当たり年間30万円まで助成する事業をスタートさせることは高く評価できます。不育症に悩む女性とそのパートナー、家族にとって朗報です。

第2に、重層的支援体制準備事業です。重層的支援とは耳慣れない言葉ですが、厚労省の資料は次のように説明をしています。相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については、他機関共同事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携の下で支援できるようにする。また、長期にわたり、ひきこもりの状態にある人など、アウトリーチ、すなわちこちらから出向いて継続的支援事業をこなさい。相談者の中で社会との関わりが薄くなっている人には参加支援事業を利用させるようにしなさい。このほか、地域づくり事業を通じて、住民同士のケア、支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって、地域における社会的孤立の発生、深刻化の防止を目指す。高齢者分野、障害者分野、子ども分野、生活困窮者分野という、ともすれば縦割りになりがちだったものを重層的に支援していくことはとても大切なことだと思います。ただし、厚労省の言う包括的相談支援事業、他機関共同事業、継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業という5つの事業が相互に重なり合いながら町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくためには、その大がかりな構想にふさわしい人的な体制が必要です。会計年度任用職員の事務員1人、保健師1人で大丈夫なのでしょうか。各担当課からの他機関共同で進めるのでしょうかけれども、要となるスタッフを増やすべきではないでしょうか。

第3に、自治体のデジタル化についてであります。今回、総合行政情報システム構築事業が2億3,000万円、債務負担行為として内部情報系システムデータ移行業務委託料1,000万円、内部情報系システム使用料3億円が計上されております。今回、総合行政情報システム構築事業として、紙のデータをデジタルデータへと変換するA I - O C R、提携業務をパソコンやサーバー上にあるソフトウェア型のロボットが代行業務自動化するR P A、公共施設予約システム拡充が予算化されています。いずれも事務効率化のために必要な事業だと思います。

また、債務負担行為として今後実施される内部情報系システムの構築ですけれども、内部情報系システムとは役場内部の事務処理の効率化を図るためのシステムをいい、財務会計、人事給与、文書管理などを電算化システム化することにより、事務の効率

化を図り、迅速、正確な行政サービスを提供するものだとされています。これもまた、時代の要請と言えるでしょう。

令和元年から始まっています子どもの予防的支援構築事業は、子どもの育ちに関係する様々な情報を基にAIを活用してリスクを予測し、児童虐待を未然に防ごうとするものです。ここにも個人情報を含む様々なデータが蓄積されます。健康づくり啓発事業では健康マイレージアプリが導入されますが、これもデジタル化であります。

スマートフォンは個人情報の塊のようなものです。アプリの使用は少なくとも、アプリを提供する企業にはその情報が把握されます。一般的に、アプリは広告会社に販売できる情報を求めています。現在でも、様々な健康アプリが使用されています。

この健康アプリの会社から販売された健康系のアプリデータには、氏名、メールアドレス、運動習慣、食生活、医学的症状、場所、性別などの情報が含まれていたと言います。私たちは便利なアプリの代償として、個人情報を差し出しているわけであり

ます。

こういう点について、慎重に検討してほしいと思います。というのも、国が地方行政のデジタル化の柱の1つに官民データ連携、公共データのオープン化を挙げ、自治体の持つデータの利活用を積極的に推進しようとしているからであります。第32次地方制度調査会の答申は、各地方公共団体が制定している個人情報保護条例においては、個人情報の定義や制度内容に差異が存在するほか、独自の規制を設けている場合もあり、官民や官同士での円滑なデータ流通の妨げとなっているとまで述べています。自治体の持つ情報を民間企業に積極的に提供せよ、個人情報を保護する条例や規定は邪魔だと言わんばかりであります。

自治体のデジタル化、AIの積極的活用そのものは進める必要があります。しかし、今申しました個人情報保護の問題があります。また、デジタル化によって、職員の負担軽減、職員がメインの業務に集中できるようになるということも言われておりますけれども、これまでの歴史は新しい技術の導入によって、それが人減らし合理化に利用されてきたという結果であります。役場のデジタル化が働きやすい職場環境と町民のサービスの向上となるよう、十分注意をしていただきたいというふうに思います。

これで最後ですけれども、子どもの医療費の助成についてです。府中町は昭和48年、府中町乳幼児等医療費支給条例を制定し、小学校に入るまででしたけれども、医療費を無償にしました。当時としては、極めて先駆的な取組だったと思います。平

成28年には、入院は中学校卒業まで、通院は小学校卒業まで医療費を一部負担金と所得制限はありますが、無償にいたしました。大きな前進でありましたけれども、現在、県内23市町のうち18歳まで通院が無料なのが6市町、中学校3年生までが7市町となっています。府中町と同じく、小学校6年生までが8市町、広島市は令和4年度からですが、そうなりますと、府中町より悪いのは海田町と熊野町だけであります。財政的に楽ではないと思いますが、他の市町にできて、府中町にできない特段の事情はないはずです。子どもの医療費、通院も中学校の3年生まで無償にすることを改めて求めます。

以上、問題点や要望も含め、予算についての私の見解を述べました。予算に反対しなればならないほどの問題はありません。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（益田芳子君） 続いて、反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 次に、賛成討論を行います。賛成者の討論ございますか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。お願いします。

賛成の立場での討論であります。新年度の予算は、先ほど賛成討論でも二見議員、解説されておりましたけれども、ポストコロナの景気回復とかマンションの新設などを見込んで、税収は少し2億5,000万円プラス、けれども国から下りてくるお金といたしましょうか、いわゆる地方交付税や臨時財政対策債と、これ去年多過ぎたのが今年かなり減る、新年度かなり減るということで、いろいろやりくりには財政当局も御苦労されていることと思います。基本的には、予算編成には賛成なんですが、気づきを2点ほど指摘させていただきたいと思います。

まず1点は、歳出ですけど、システムの調達費あるいはコンサルタントの委託料、専門業者へ支払われるその委託費用であります。あらゆる分野に及び、もちろん入札などもきちんと行われているはずだと思われましても、なかなかこういう専門分野、特にデジタル関係の委託なんかは、素人としてはチェックしにくい。専門のことであるということで任せきりになりがちであります。素人だから知ろうとしないという感じなわけでありましても。

この2月に公正取引委員会がこういう報告書をまとめたというニュースがありまし



た。官公庁における情報システム調達に関する実態報告、何かベンダーロックインと呼ぶのだそうですけども、専門の業者しか対応できないような、そういう仕様でつくられると受注業者が固定されてしまうと。そういう問題だそうです。競争がなくなって費用が高止まりするおそれがあるということで、特に専門人材が採用しにくい、できない、地方の小さな自治体は業者に頼らざるを得ないと。そういう仕様づくりにおいてさえですね、という指摘であります。公取委もこういう注意を、つい先月、報告書としてまとめたところであります。素人の我々が漠然と感じていた何となく懸念なわけですが、玄人の公取委もこうやって苦労してまとめておるといふことであります。

そんな中で、我が予算委員会の審議の中ではいい話も聞きました。向洋駅北口改札実施事業、これはこれまでどおり、新年度で1,000万円ちょいとの予算が計上されとるわけでありましてけれども、JRとの交渉によって新年度は約100万円ほど縮減できそうだということだそうです。委託業務は、先ほど言いましたように、鉄道という専門業務だからなかなか値下げは難しいんじゃないかと、相手の専門性のことでそう言われとったわけですがけれども、今回は町はしっかり話し合っ、値下げに成功したというわけでありまして。町民の貴重な税金を有効に使うというその役所の任務からすると、さすがといたしますか、あっぱれという感じじゃないでしょうか。ちょっと大げさですかね。こういう専門業者への様々な委託であっても、内容をしっかりと研究して工夫すれば、そういう縮減の余地があると、そういう例ではないかとお示しいただいたわけでありまして。ITやその他の分野では町には優秀な職員がたくさんおられますので、今後の予算執行に当たっては、さらに頑張ってくださいたいし、そもそも、いやコンサルに頼んでも、わしがうまい企画書や計画書つくっちゃうわいという方もおられるんじゃないかと、そういう期待もしているところであります。

それから2つ目は、コロナ関係の交付金の問題であります。ここ2年余り、様々な国が、国から降ってくるという言い方がちょっとあれなんですけど、本当に何か降ってくるように下りてくるわけでありまして。もちろん、1人10万円の定額給付金とか住民税非課税の給付金とか、そういう給付金はもちろんなんですけども、それ以外でも各市町村で使う、いわゆる臨時の交付金、コロナ交付金がこれまでも府中だとざっと6億円きておりますし、今回の新年度の当初予算でも、新たに10の事業と約5,200万円が計上されておるわけでありまして。昨年も話題になったわけなんですけど

も、何でこれがコロナの対策なんという非常にユニークな事業もありまして、例になった例の空城山の照明だとか議会のネット中継とか、何でコロナなんど、非常にユニークな使い道だろうと思うわけでありまして、これも国のメニューがあつて、ぶっちゃけて言うと、特に何でもいいよ、使いんさいと、どしどしやれというそういうメニューづくりになっておるわけで、ここは交付を受けて使い道を考えるときの工夫の見せ所だと思うわけでありまして。

今回の新年度の10の事業も、システムの改修費とか委託料とか、これが結構な額がありますけれども、先ほども申しましたように、かなり専門性のあるOCRだとか、いろんなそういう機器の調達であります。中には、ちょっとこれもユニークなんですけれども、スクールカウンセラーの配置にもこのコロナ交付金が使われるわけです。先ほどのシステムの調達というのは、コロナに限らず、ふだんから必要な事務改善、あるいは効率化の機器でありますし、スクールカウンセラーの配置もコロナに限らず、それ以前から必要であるし、それ以後も必要であると、こういう事業であります。コロナだからという交付金だけでも、でも、そうでない事業も前倒してやるとか、あるいは充実させて使うだとか、そういう使い道があるということで、ここは国の財政を考えると本当に大丈夫かなと思うわけでありまして、町としてはいろいろ工夫して予算の編成をしているところだろうと思います。こういったところの工夫はやはり、さすが府中町、面白いのに使うとねと、こういうのにコロナの交付金じゃけど、こういうのに使うたんかと、コロナの交付金じゃけ、こういうのに使うたんかと、いろいろ知恵を出していただいて、さらに工夫する予算編成を期待したいと思います。

新年度、さらにまた交付金も下りてくるという話も聞きます。補正予算等、また審議、我々もさせていただくわけですが、そういう期待を込めて、賛成討論といたしたいと思います。

以上、ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） ほかの討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第8、第6号議案、令和4年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第9、第7号議案、令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第10、第8号議案、令和4年度府中町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11、第9号議案、令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第12、第10号議案、令和4年度府中町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで付託された案件は全て終わりましたので、令和4年度予算特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

ここで、令和4年度予算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

16番、橋井委員長。

○16番（橋井 肇君） 橋井でございます。予算特別委員会解散に伴い、一言御挨拶申し上げます。

令和4年度予算の審査に当たりましては、副委員長をはじめ、委員の皆様の御協力の下、慎重な審査をいただきながら、日程どおり本日議決に至りましたことに感謝申し上げます。何かと行き届かないところもあったかと思いますが、皆様方の御理解、御支援をいただき、役目を果たさせていただくことができました。重ねて感謝申し上げます。

また、理事者におかれましては、議員の皆様から多くの御意見が出されております。これらの意見を積極的に参考にさせていただき、住んでよかった、住民に優しいと思われるようなまちづくりを推進していただくよう強く申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（益田芳子君） 続きまして、副委員長お願いいたします。

1番、川上副委員長。

○1番（川上翔一郎君） このたびの予算特別委員会で副委員長を務めさせていただきました川上翔一郎でございます。

まずもって、6日間の委員会、本当にお疲れさまでございました。委員会におきましては、委員の皆様方の御協力により円滑に進めさせていただくことができましたこと、心より厚く御礼申し上げます。また、11議案、貴重な御意見、御要望いただきましたこと、合わせて御礼申し上げます。

第5号議案におきましては、6つの主な意見を提出させていただきました。佐藤町長はじめ、理事者の皆様方にはしっかりと検討していただき、お願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（益田芳子君） 正副委員長におかれましては、大変に御苦労さまでした。ありがとうございました。

これをもって、令和4年度予算特別委員会を解散いたします。

（予算特別委員会解散）

○議長（益田芳子君）　ここで休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。休憩。

（休憩　午前10時50分）

（再開　午前11時15分）

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君）　日程第13、一般質問を議題に供します。

一般質問は慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

なお、一般質問においては、資料等を掲示しながら行うことのないようにお願いします。

総務文教関係、第1項、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、16番、橋井議員の質問を行います。

16番、橋井議員。

○16番（橋井　肇君）　16番、橋井です。それでは質問をさせていただきます。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について。まず、運動部活動改革についてスポーツ庁は、学校の運動部活動はスポーツに興味関心のある同校の生徒が参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感など、生徒の多様な学びの場、そして活躍の場として教育的意義を有しています。

しかしながら、今日において社会経済の変化等により教育等に関わる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決することのできない課題が増えています。とりわけ少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力が育む基盤として運動部活動を持続可能なものにするためには、各地のニーズに応じた運動スポーツを行うことができるよう、速やかに運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に

取り組む必要があります。

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種等に応じた多様な形で最適に実施されることを目的としているとされ、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、文部科学省から令和2年9月に具体的な方針が示されました。その中で、中学校における部活動は、設置・運営は法令上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられていることを課題とし、地域部活動を推進するための実践研究を実施し、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として担うのではなく、地域の活動として地域の人材が担うこととすることを主体に、令和5年度以降は、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること、休日の部活動指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする方向性が示されております。

地域部活動の推進としては、部活動指導等に意欲を有する地域の人材に協力を得て、地域の活動として実践できる環境を整え、教師の勤務を有しない日に、部活動に携わる必要がない環境をつくり、教師の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものとなっています。

部活動改革に向けて、具体的な検討を進める必要があると思いますが、今後どのようにお考えかお示してください。また、令和元年度に実施された部活動指導をスポーツジムに委託されたことの成果、今後の取組についてもお示してください。よろしく願いをいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。16番、橋井議員、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、に答弁します。

本町での教職員の働き方改革につきましては、平成29年度から令和元年度の3年間、文部科学省の学校現場における業務改善加速事業を受託して以降、教職員の意識改革、PDCAサイクルによる取組改善、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置、校務支援システム導入による業務の効率化などに継続的に取り組んでまいりました。その結果、町内小中学校において長時間勤務も改善が図られ、過労死ラインと言われる1か月当たりの時間外勤務80時間を超える教職員はほぼ見られなくなっております。

中学校の部活動指導についても、平成31年3月に府中町立中学校部活動指導の方針を策定し、活動時間や休養日の基準を設定するとともに、民間スポーツジムに委託して部活動指導支援に取り組んできました。

そんな中、国は令和2年9月1日付で「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示しました。この中では、地域部活動を推進するため、休日の部活動の段階的な地域移行や、休日の部活動指導を希望しない教師が部活動指導に従事しない環境づくりを推進するよう示されています。

しかしながら、指導の協力を仰ぐ地域人材・団体の決定や中学校体育連盟などの既存の大会への参加体制など整理しなければならない課題も多く、本町だけで取組を進めることは容易ではありません。本町としましても、国が進める部活動改革に係る課題整理を注視し、広島県教育委員会の指導を受けながら、他市町との連携を大切に部活動改革に取り組んでいきたいと思っております。

次に、民間スポーツジムに委託して実施する中学校の部活動指導支援の成果と今後の取組についての質問ですが、本町では、教職員の業務改善の一環として、民間スポーツジムのインストラクターが複数の部活動に合同トレーニングを行うとともに、教職員には効率的な指導方法の研修を実施するなど、部活動の指導支援に取り組んできました。その結果、教職員が持っていた「自らが部活動を指導しなければならない」という意識に変化が見られ、合同指導によって生まれた時間を教職員研修やテストの採点に効果的に活用することができ、教職員の受け止めも好評でした。

また、インストラクターからの専門的指導を受けたことで、生徒にもモチベーションの向上や主体的に自主練習に取り組もうとする姿勢が見られたとの報告を受けており、今後も委託を継続し、取組改善を図っていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

16番、橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番、橋井です。御丁寧な答弁ありがとうございました。

国では、働き方改革の中で部活動の在り方を方向性は示されているが、まだまだ問題があるということでした。また、教員の働き方改革については、府中町では国の業務改善加速事業を受け、様々な取組をされていることも理解をさせていただきました。その中で、令和元年11月27日付の中国新聞の記事に府中町の取組が紹介をされて



おりました。スポーツ部の部活動指導で残業が増える傾向にある中学校教員の働き方改革を進めるため、全国でスポーツジムを運営するルネサンスに指導の一部を委託する取組を始めたという先進的な記事が載っておりました。このように続けていただきたいと思います。

また、1か月当たり80時間を超える教職員はほぼ見られなくなっているとのことでしたが、昨年6月に行われた文部科学省の勤務実態調査によると、中学校教諭の約2割が1か月に時間外勤務80時間とされる過労死ラインに達したとされております。また、日本スポーツ協会が部活動顧問らを対象に行った調査では、部活動が民間に移行された場合、地域人材に任せたいという回答が45.6%に上がったとされております。全国1番の人口を持つ府中町において、地域の人材も他自治体に比べ、豊富であると思います。引き続き、部活動改革に邁進していただきたいと思います。

今、学校は長時間労働を強いられ、過酷な職場と敬遠され、教員志望者が減っているそうです。授業の準備や事務書類の作成、休日返上で部活動の引率のほか、新型コロナウイルス対策としてオンライン授業や教室の消毒など新たな対応が重なり、教員への負担が増えているそうです。末松信介文部科学大臣は、学校における働き方改革、教職の魅力向上の取組を進めることが一番重要だとの認識を示されました。

現在、政府は働き方改革に着手しており、全国の学校現場の働き方改革を集めた事例集を公表しております。学習や学校行事など多くの場面で、どの学校でも実現できるような取組を紹介しております。広島県教育委員会では、国の地域運動部活動推進事業を活用して、拠点中学校を設置の上、地域移行に向け部活動の受け皿の整備や指導者となる地域人材の確保等について実践研究を行い、国の動向を踏まえつつ、課題の整理を進め、生徒にとって望ましいスポーツ環境の整備と教員の働き方改革につながるよう、部活動の段階的な地域移行に向け、市町や関係団体等と連携を図りながら検討を進めていくと言われております。先進事例を参考にしながら、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築していただきますよう要望して質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、16番、橋井議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、町立学校のICT活用の充実に向けて、10番、西議員の質問を行います。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。町立学校のICT活用の充実に向けてということで質問させていただきます。

令和3年12月定例会の一般質問では、多様で柔軟な働き方を実施するための町のICT整備について伺いましたが、今回は教育現場でのICT活用について伺います。

令和3年度から教育現場でも、児童生徒一人一人に1台の端末を整備し1年が経過しましたが、町としてどのような活用が進んでいるのかを伺います。

ICTを活用することにより、授業だけでなくリモートによるいろいろなことが実施でき、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防ぐための対策にも利用されているのではないかと思います。授業のほかにもどのようなことに活用されていますか。また、教える側の教員について、ICTの活用に対し得手不得手があると思いますが、ICT活用について、教員はどのように感じられていますか。

よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。10番、西議員、町立学校のICT活用の充実に向けて、に答弁します。

まず、ICTの活用状況についてです。1人1台端末、電子黒板、高速ネットワークの整備を終え、今年度初めの4月から学年の実態に応じて使える場面から利用を始めました。導入時は、授業での利用のルールの確認、端末の出し入れや、ログイン、パスワードの設定など、端末を利用する上で必要な基礎基本を全体指導しました。その後、インターネットでの調べ学習やドリルアプリ、タイピング練習、タッチペン入力練習を通して端末操作に慣れていきました。一斉学習の場面では、電子黒板と教職員の端末を接続して、デジタル教科書の利用を進めました。デジタル教科書にリンクされている画像や動画を提示することで、学習課題を把握しやすくなり、デジタルペンで書きこんだ内容は保存できますので、振り返りもたやすくなりました。また、クラス全員が同時に意見を書きこんだりできるクラスルームという学習管理アプリを使い、協働学習にも取り組んでいます。

そのほか、コロナ禍により、これまで同様の学校行事ができない場面でも端末を活用しています。社会見学ではグーグルミートというアプリを使い、現地に行かなく

でもリモートで見学を行いました。学習発表会や運動会でも、活動の様子をオンラインで配信することで、学習の成果を保護者や他学年に見てもらうこともできました。また、やむを得ず登校できない場合や学級閉鎖を行った際には、一部の学校では端末を持ち帰らせて健康状態を把握したり、オンラインを使って授業を配信したりするなど、オンライン授業にも取り組むことができました。このように、端末を持ち帰ることで、相談室登校や不登校の児童生徒ともオンラインでつながり、これまで以上に個別の教育的ニーズに対応した支援が可能になっております。

次に、教員はICT活用に対してどのように感じているのかという質問をいただきました。教員の指導力向上に対しましては、今年度から3か年かけて、町内の全ての教職員が端末を効果的に活用した授業改善ができることを目指し、研修を進めております。1年目の今年度は、まずは端末の使い方を理解して学習場面で利用することができることを目標に、町として研修を実施してまいりました。また、学校においては、情報教育担当者が中心となり、実践を通して校内研修を進めています。その結果、端末の利用については全職員が目標を達成することができました。

端末を活用する上での教員の意識につきましては、本年2月に、操作面と指導面の意識調査を行っております。操作面につきましては、電子黒板と端末を接続してデジタル教科書を使用して指導することのほか、グーグルミートというオンライン会議アプリの使用もできるようになったとの回答を得ています。この1年間で操作方法の理解が進んできていると感じております。

次に、指導面については、まずは使ってみたことで授業づくりの幅が広がったことへの回答や、端末を活用することで授業準備の時間が短縮でき、業務改善にもつながったことへの回答など、肯定的な回答を得られております。一方で、アプリは使えるようになっても、授業場面でスムーズに使えないことへの不安から毎日の利用をためらっているという記述も見られました。町教育委員会としても、引き続き学校と連携してICT活用の充実へ向けて推進できるよう研修を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 丁寧な答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

I C T活用に当たっては、教える側の教員にとってもなかなか機器を十分に活用することは難しいところがあります。そのような教員のために、文部科学省ではI C T支援員の配置を推進していますが、町ではそのような制度の活用はお考えではないでしょうか。

○議長（益田芳子君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。町として、I C T支援員の配置の考えについて、お尋ねいただきました。

町では、教育部長の答弁でも申しました意識調査の中で教職員のニーズを聞き取っております。その中で、協働学習での活用効果が見込まれるアプリの操作スキルを高めていきたいといった操作面での意見がありました。また、授業のどの場面で、どのアプリケーションを活用することが効果的であるか、アナログとI C T機器を効果的に組み合わせた効果的な授業実践例、思考を深めるための効果的な活用方法といった指導面での意見も見られました。これらのことから、I C T支援員に期待する支援内容として、操作面のみではなく授業の狙いを達成するための活用方法の提案がニーズとして大きいと感じております。

本町としては、これまでも端末操作やアプリの活用方法研修を継続的に行うとともに、各校の校内研修において指導力の向上を図っているところです。今後も学校と連携を取りながら細やかにニーズを把握し、ニーズに対応した研修を充実させていくとともに、合わせて外部人材としてのI C T支援員の導入も必要に応じて検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございます。

さきの12月定例会で、義務教育の発展に向けてI C T専門員による学習活動の支援充実を求める意見書を町議会で採択し、I C Tに詳しい特定の教員に負担が増えないように、国の責任においてI C T機器の専門知識を持ったスタッフを日常的に配備することを強く要望しました。

最後に3回目の質問ですが、I C Tの活用により教育の質の向上にもつながると思

いますが、一方で、子どもたちが寄り添う従来の対面授業も重要であると思います。そこで伺いますが、ICT活用の推進及び対面授業の必要性について、教育長はどのように考えですか。率直なお考えをお聞かせください。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。ICT活用の推進充実とともに、対面授業の必要性についてお尋ねいただきました。

議員御指摘のとおり、子どもたちに寄り添う従来からの対面授業は小学校、中学校とも重要です。教科学習のみならず学校における全ての活動において、児童生徒は人間関係を含む環境や教材などの様々な対象に働きかけることで学びを続けております。そのためには、同じ教室において教師や級友と学び合える環境があることが前提となります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、学級閉鎖や出席停止が生じた際、児童生徒一人一人に貸与しているICT端末を利用して各家庭でのオンライン授業が可能となっています。町内各小中学校では、そのような事態になった場合にも児童生徒の学びを止めることがないように準備を進め、対応可能な状況にあります。そのような準備はできておりますが、対面授業を維持できることを最重要に考え、日々の感染予防に全校挙げて取組を行っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、町立学校のICT活用の充実に向けて、10番、西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、府中町民憲章について、4番、狩野議員の質問を行います。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） おはようございます。4番の狩野でございます。よろしく願いいたします。今回は府中町民憲章についての一般質問をさせていただきます。

この2年間にわたるコロナ禍において、感染の拡大防止を目的として幾度となく緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が適用されてきており、我々の日常生活にも様々な影響が出てきています。公共施設の使用中止や使用時間の短縮、さらに外出自粛の要請がされることで、地域での多くの活動や行事が中止や規模縮小での開催と

なっております。これまで毎年行われていた地域での行事が実施できないことから、住民同士のコミュニケーションが取りにくい状況となり、さらに外出自粛により、道で近所の人と出会う機会も減り、人と人とのつながりが希薄になるのではないかという懸念を持っております。

このような状況の中でも、住民が地域に対して共通の思いを持ち行動することが大切であると考えており、多くの住民の共通の思いとなるものが、「府中町民憲章」ではないかと思っております。コロナ禍で閉塞感漂う現状において、住民の心のよりどころとなる「府中町民憲章」について、質問をさせていただきます。

「府中町民憲章」は昭和50年、西暦1975年5月に制定され、もうすぐ47年が経過します。憲章の意味は、辞書によりますと、「重要で根本的なことを定めた取決め、特に基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約」と書かれています。市民憲章や町民憲章と呼ばれる自治体が作成した憲章の多くは、自治体の理想とする都市像と示すとともに、住民の生活の規範や方向性が述べられています。府中町においても同じような考えで制定されたと考えています。

ここで改めて「府中町民憲章」を述べさせていただきます。

「わたしたち町民は、安芸の国府であった府中町の伝統を大切にし、平和で豊かな新しい町づくりにつとめます。そのため、つぎの“合いことば”を定め、お互いはげまし合って実行します。1. 会えば気軽にあいさつを、2. 心もからだもすこやかに、3. 子どももおとなも豊かな教養、4. 若人に活気を、年よりに生きるよろこびを、5. 水は清く、山は緑に美しく」以上となっております。

府中町においても、町民憲章で述べられているまちづくりがこれまでされてきていると思います。私自身、議員になるまでは、「府中町民憲章」をあまり意識している状況ではありませんでした。議員となり、府中町役場への登庁が増えたことから、玄関前の石碑を見る機会も増え、町民憲章を強く意識するようになり、府中町が理想とする都市像と生活の規範や方向性が記され、すばらしいものであると再認識いたしました。制定から約半世紀が経過し、現在では当時から多くの住民も入れ替わり、町民憲章の認知割合も減少し、町民憲章の存在は知っているが、その詳細内容までは把握されていない人が多いのではないのでしょうか。改めて、府中町として府中町民憲章をどのように捉えられているのかを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。4番、狩野議員の一般質問、「府中町民憲章」についてに関し答弁いたします。

「府中町民憲章」は昭和50年の制定ということで、約50年も前のこととなりますので、まず策定の経緯・趣旨等から御説明いたします。

「府中町民憲章」は町民の要望に基づく総意として策定を進めるため、昭和48年12月議会において、府中町町民憲章制定委員会設置条例が可決、制定されました。昭和49年2月に町内民間団体役員、学識経験者、議員代表など25名の委員による町民憲章制定委員会が組織され、調査、研究、審議が進められました。資料を読みますと、町民アンケートや先進地視察も実施されており、詳細かつ活発に議論が行われたことがうかがわれます。昭和50年3月、委員会はつくり上げた「府中町民憲章」を町長に答申します。また同月、議会では議員提出議案により、府中町町民憲章の制定とその推進に関する決議を議決します。町ではそれらを受け、同年5月3日公布を行いました。

続いて、「府中町民憲章」の条文と内容です。前文には「わたしたち町民は、安芸の国府であった府中町の伝統を大切にし、平和で豊かな新しい町づくりにつとめます。そのため、つぎの“合いことば”を定め、お互いにはげまし合って実行します。」と書かれています。

前文に続き、5つの項目が掲げられていますが、その解説とともに御紹介をいたします。1、「会えば気軽にあいさつを」。こちらは「礼儀」についての項目です。

「お互いの感謝と協力の心は尊敬といたわりの“あいさつ”から始まります。この精神を生かして明るい町をつくります。」ということを表しています。2、「心もからだもすこやかに」。こちらは「心身の健康」についての項目です。「健康は最大の幸福です。強い体力と精神力を養い、それぞれの自分の言動に自信と責任を持ちます。」ということを表しています。3、「子どももおとなも豊かな教養」。こちらは「生涯教育」についての項目です。「かおり高い文化を育て、視野の広い人となるため家庭と学校と社会での教育を充実し、円満な人格を養います。」ということを表しています。4、「若人に活気を、年より生きるよろこびを」。こちらは「福祉増進」についての項目です。「深い経験と強い行動力を基に、お互いの勤労と奉仕によって地域社

会の活動を通じ、生きがいを持てるよう努めます。」ということを表しています。5、「水は清く、山は緑に美しく」。こちらは「環境保全」についての項目です。「大自然の恩恵に感謝しつつ、住みよい生活環境を整え、平和で美しい郷土をつくります。」ということを表しています。

昭和50年9月には、「府中町民憲章」を町内会や各種団体が一体となって推進、実践していくため、府中町民憲章推進協議会が結成され、その後10年余り活動は続きました。

以上が、「府中町民憲章」策定の経緯・趣旨等の説明となります。

議員御質問の「府中町として町民憲章をどのように捉えていますか」についてですが、府中町民憲章は、府中町そして府中町民はこのようにあろう、このようにあってほしいという先達の強い思いと願いが結集された条文であると捉えています。町行政としては、その思いと願いを重く受け止め、次の時代へ引き継いでいく使命があるものと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。ありがとうございました。「府中町民憲章」のそれぞれの言葉に込められた思いがよく分かりました。答弁にもございましたが、この思いを大切に、町民憲章を次の時代に引き継いでいかなければならないと強く思いました。

再質問をさせていただきます。先ほども述べましたが、コロナ禍において多くの行事が中止や規模縮小となる中で、地域での住民同士のコミュニケーションが取りにくい状況となっています。様々な行事を通じて、住民同士のつながりの必要性を感じ、町内会へ加入されていた方もおられるのではないかと思います。今の状況では、町内会への加入率がさらに下がるのではないかと危惧しております。府中町に住む人に心の支えとなる町民憲章を広く深く知ってもらい、府中町に対する郷土愛や人や自然を大切に思う気持ちをより強く持ってもらうことで、地域への思いも深まり、地域活動への参加も期待できるのではないかと考えています。

「府中町民憲章」をより多くの町民の皆さんに知ってもらうための取組も必要と考えておりますが、町の取組について伺います。



よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

政策企画課長。

○政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長です。4番、狩野議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

本町では、町民憲章について、役場本庁舎または福寿館の玄関前に石碑を設置しているとともに、府中南公民館や町立図書館内の掲示、また、くすのきプラザでは電光掲示板で定期的に掲載しております。その他、第4次総合計画改定版をはじめ、町の発行する各種刊行物に掲載を行ったり、町が発送する郵送用の封筒、茶色い封筒でございますが、に印字するなどの啓発を行っております。公共施設や公務において、町民の皆さんに目に触れる機会は一定程度あるものと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。ありがとうございました。現在もいろいろと取り組まれておられますが、引き続き、より多くの町民の皆さんに町民憲章を知ってもらうための取組をお願ひいたします。

3回目の質問をいたします。最後の質問といたしまして、佐藤町長の「府中町民憲章」に対する思いを、ぜひお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 狩野議員の町長の思いということで、お答えしたいと思います。

本町は昭和12年に町制を施行しまして、これまで市町村合併を経験することなく、現在では人口5万人を超える町として発展してきたということでございます。この町民憲章は、府中町では昭和30年代から昭和50年代にかけて急激に人口が増加しまして、その後は微増ないし横ばいで推移して今日に至っているという状況でございますが、町民憲章が、人口が急増し、その町の大きさの大枠の骨格ができた時期、まさにその時期に町民の皆様の要望、総意として策定されたというふうに理解をしております。

ます。先ほどの答弁がありましたように、各種関係機関、団体の皆様、町民のアンケートにお答えいただいた皆様、町議会の皆様の手を取り合いながら、町民の総意で策定されたものというふうに理解をしております。

府中町町民憲章制定委員会設置条例第1条では、町民憲章は町民の一人一人が明るく、幸せな暮らしを営み、豊かで住みよいまちを目指して進む在り方と願いを定めるものとしております。今日、当町では、総合計画を上位計画として様々な計画であるとか施策を進めておりますが、その基本は、誰もが住んでよかった、住み続けたいとそういった実感できるまちづくりを進め、次世代へ引き続いていくと。それはまさに、この町民憲章の趣旨である明るく幸せな暮らし、豊かで住みよい町という町民憲章の精神を譲受するものであるというふうに理解をしております。

一方、町民憲章が制定されて約50年が経過しておりまして、また憲章の先ほど紹介しました推進、実践を担う推進協議会もその活動が終えられておるということで、町民憲章が今日では十分に町民一人一人に浸透しているかという、言い難い現状もあるというふうに思います。町民憲章をより定着させるために、地域での取組、それと特に私としては、特にこれからの府中町の担う子どもたちに町民憲章を知ってもらって、先人の思いを学んで育ててほしいというふうに思います。町行政として何ができるか、何をするかということにつきまして、具体的に知恵を絞って今後まいりたいというふうに思いますので、そういった取組をしてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、府中町民憲章について、4番、狩野議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで昼休憩をいたします。再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午後0時02分）

（再開 午後1時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 午前中に続いて、総務文教関係、第4項、学校給食の充実に向

けて、8番、二見議員の質問を行います。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番、二見です。学校給食の充実の方向性について質問をいたします。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されています。第1条は、この法律の目的として、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資すること、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うこと、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導、学校給食の普及・充実及び学校における食育の推進を掲げ、第2条では、学校給食の目標として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることなど、7項目が挙げられています。

学校給食はこのように大変重要な位置づけがされている一方、その実施は義務づけられていません。給食を実施するかどうか、どのような給食にするのかは、市町村の判断に委ねられています。学校給食には、完全給食、捕食給食、ミルク給食という3つの形態があります。完全給食は給食内容がパンか御飯の主食、おかず、牛乳の3点セット。捕食給食はおかずと牛乳の2点セットで、主食は本人が持参をする。ミルク給食は牛乳のみです。

小学校はどこでもほぼ完全給食ですが、中学校は都道府県によってばらつきが、完全給食が実施されていない公立中学校の生徒数の割合は、神奈川県67%、京都府62.3%、高知県45.2%、滋賀県45.1%、佐賀県43.6%、広島県41.5%で、下から6番目です。広島県内の中学校で完全給食を実施しているのは学校数では9割近いのですが、生徒数では58.5%にすぎません。県内に住む中学生の3割以上が全く給食がない。全国を見ますと、47都道府県中31道県は95%以上の生徒が完全給食を食べています。中国5県では、鳥取県99.6%、島根県99.6%、岡山県97.1%、山口県99.1%に対して、広島県だけが58.5%と、異常に低いのです。

このように、中学校給食が遅れている広島県にありながら、当町は昭和40年頃から中学生の完全給食を実施しています。極めて、先駆的、先進的だったわけです。調理場所の違いによっても学校給食は区分され、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式があります。自校方式は学校の敷地に調理場があり、その学校の給食を調理します。府中町は全ての小中学校がこの自校方式です。親子方式は調理場を持

つ自校方式の学校が調理場を持たない学校の給食調理も行い、給食時間までに配送します。センター方式は、複数の学校の給食を給食センターで一括して調理し、給食時間までに各学校に配送します。給食センターは、自治体の直営もありますし、民間業者への委託もあります。デリバリー方式は民間業者の作った弁当を配達します。

この4つの実施方式で最も評価が高いのが自校方式です。そして、最も評価が低いのがデリバリー弁当で、横浜市、神戸市、広島市などが採用しています。横浜市は「ハマ弁」と呼ばれ、忌み嫌われており、広島市はあまりの評判の悪さに、昨年度デリバリー給食をやめる方針を固めました。

府中町は小学校、中学校とも自校方式で完全給食を実施し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、適温で提供してきました。教育委員会は、校舎改修のためデリバリー方式を経験した府中中学校生徒に対してアンケートを実施し、自校方式による給食とデリバリー方式による給食に対するの意見を集計しています。どちらが好きかという問いに対して、自校方式による給食と答えた生徒が87%、デリバリー方式と答えた生徒は1%にすぎません。自校方式は、温かい51%、味つけがよい44%、献立がよい43%、この3点が評価され、悪いところがないが42%。一方、デリバリー方式は、冷めている84%、味つけが悪い43%、献立がよくない43%と、正反対の評価で、よいところがないが53%でした。

学校給食には、自治体直営か民間委託かという区分もあります。府中町は町の直営でしたが、平成22年に府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の学校給食を民間委託し、平成27年までに全ての小中学校で民間委託となりました。なぜ、民間委託したのか。目的は人件費の削減です。平成21年9月に開かれた全員協議会で、給食調理業務の委託が議題となりました。教育部長は次のように説明をしております。府中町北小学校が開校する前後の6年間には、30人を超える常勤調理員が従事しておりました。それだけに、給食の質は確保できた反面、増大多様化する行政需要や度重なる地方財政の逼迫に伴い、調理員の人件費が次第に重荷になってきた。給食調理員を含む技能労務職員の退職に伴う欠員の不補充と、事務職への転換推進を進めて常勤調理員をなくすことを提案したわけです。1日6時間勤務の嘱託調理員だけでは、翌日の準備や職員相互の連携に支障が出る。だから、民間事業者に委託するという理屈であります。7つの学校を全て民間企業に委託すると、コストが7,000万円削減できる。経済効果があると、教育次長が説明しております。同じ年の第7回定例会、林淳議員の一

般質問に対して、委託した場合、退職金分も含め1億円を超す削減になると、教育次長が答弁をしました。

全ての学校給食が民間委託されて、10年近い月日がたちました。児童生徒は引き続き、温かく献立もよく、そしておいしい給食を食べています。そして、年間1億円も人件費が削減できた。では、それで結構ということになるのか。私は大いに問題があると考えています。それは1億円削減の行方、どこにしわ寄せされているのかという問題です。委託先の調理員さんは、町直営のときと変わらぬおいしい給食を作ってくれていますが、調理員さんの賃金が幾らか御存じでしょうか。調理員の7割はパート職員です。現在、2つの業者に委託されていますが、それぞれホームページで確認したところ、A社の時給は900円から920円と書かれていました。広島県の最低賃金は899円です。最低賃金プラス1円ということになります。B社はどうか。875円とありました。今年なら違反ですが、恐らく昨年か一昨年の求人記事が残っていたのだと思われまます。令和2年、令和3年の最低賃金は871円でしたので、最低賃金プラス4円です。子どもの命と健康を預かる大切な仕事なのに、何と劣悪な処遇でしょう。およその金額ですが、常勤職員だったら30歳で400万円、40歳で500万円、50歳で650万円、60歳の定年時には700万円の年収です。それが最低賃金すれすれのワーキングプア、低賃金労働者に置き換わったわけです。A社で働く5.5時間のパート調理員の年収は100万円ちょっとです。ボーナスもありませんし、定期昇給もない。退職金もない。年金は国民年金でしょう。満額で6万5,000円、老後の生活はパートナー次第であります。常勤社員の月収も20万円に満たない。A社は各学校の責任者は準社員という雇用形態のようですが、常勤非正規という意味なのではないでしょうか。年収は230万円前後です。常勤ですらワーキングプアなんです。町が節約した1億円は当町や周辺市町に住み、給食を作ってくれる人たちの犠牲によって毎年生み出されているんです。学校給食調理はやりがいのある仕事であるとともに重労働です。調理室は高温で多湿、熱中症の危険がある。腰痛や腱鞘炎、手荒れに悩まされる。衛生のルールは厳しく、これは当然のことですけれども、ストレスになる。にもかかわらず、賃金は安く処遇はよくない。だから長続きしません。

教育委員会から令和3年4月時点の各学校の調理員配置状況一覧をいただきましたが、パートの経験年数は5年未満が60%です。町の常勤職員が途中で辞めることは

珍しいと思うんです。しかし、民間調理業界はそうではない。学校給食に限らず、病院、保育園などの調理員も慢性的な人不足で、しょっちゅう求人広告が出ています。給食の委託を受けた企業が不当な利益を得ているために、職員の処遇が悪いのかというと、そうではないと思います。委託料が安いがために、パートの比率を増やし、時給も低くせざるを得ない。最低賃金すれすれ。そうしないと企業として成り立たないからです。

このように、処遇の悪さは人手不足を招きます。他の自治体では人手が足りず、事故が起きそうなので何とかしてほしいという告発があったと聞いています。人手不足が高じれば、必要な分だけの給食を作ることができない事態になるかもしれません。府中町では23人でしたが、日本全国で同じように常勤の調理員を減らして民間企業に委託しました。文科省の調査によると、平成15年には常勤職員が全国で5万312人いましたが、平成30年には2万5,190人と半分になりました。15年間で2万5,000人分の質のよい雇用が奪われたわけです。平成18年に21.3%だった調理の委託は、平成30年には50.6%と半数を超えています。背景にあるのは、平成17年の総務省、新地方行革指針とその翌年に成立した行政改革推進法です。新地方行革指針は、過去5年間の総定員の純減4.6%を上回る人減らし計画をつくることを自治体に求め、民間委託を推進し、指定管理者制度を活用し、第三セクターは統廃合、民間譲渡、完全民営化を目指せと尻を叩きました。翌2006年に成立した行政改革推進法は、公務員総人件費の削減を掲げ、総務省の指針にある地方公務員4.6%以上の純減を条文にいたしました。全国の地方自治体が人員削減を迫られました。調理やごみ収集といった現業部門がターゲットとされ、常勤の給食調理員は大幅に削減され、最低賃金すれすれのパート労働に置き換わったわけです。非正規雇用の増大は官民ともに進められました。昭和59年には、非正規雇用労働者は15.3%でしたが、令和2年には37.2%、4割近くを占めるようになっていきます。年収200万円未満のワーキングプアは約1,200万人に上ります。女性の貧困、子どもの貧困といった問題も密接に関連しています。非正規雇用が広がり、正規労働者の賃金も引き下げました。正規労働者の賃金のピークは平成9年でしたが、令和2年には月額で5万3,265円、率にして14.3%も減ったのです。全体として国民の所得が増えず、格差と貧困が広がったことで日本経済の弱体化が進みました。

今年、今月3月3日、経済財政諮問会議が開かれ、提出された資料には、我が国ではこの四半世紀で、相対的に所得が低い若者単身世帯や高齢者世帯が増加し、高所得世帯の割合が低下した。また、働き盛りの40から50代世帯の多くでは、世帯の所得が大きく減少する中、配偶者の労働参加は進んだものの、その多くが非正規雇用であり、世帯所得は減少したと、このように述べられています。

公務も民間も正規労働者を削減し、非正規労働者を増やしてきたことの結果であります。非正規雇用の増大は日本社会に暗い影を落としています。この流れを変えないといけない。1980年代の日本のように、8時間働けばちゃんと暮らせるような社会に戻す必要があります。そのためにも、給食調理員を町の常勤職に戻せと言いたいところですが、根元には、根本には国の規制緩和、民営化の圧力があり、町の努力だけではなかなか難しいでしょう。しかし、町としてできることはあります。それは委託先職員の賃金について規定を設け、業者にそれを守るよう義務づけることです。今よりもよい賃金となるよう基準を設け、それに見合う委託料を払う仕組みはつくることができます。

そこで質問です。1、町は「委託業務要求水準書」を作成し、業者からの提案を審査し、委託業者を選定しています。この「委託業務要求水準書」に、人件費（正規の場合には月給、非正規の場合には時給）の規定を設け、調理員の処遇を改善することが必要だと考えますが、町としての見解を伺います。

次に、大規模センター方式の問題について伺います。平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、学校給食の重要性が改めて認識されるようになりました。中学校の完全給食実施状況は、平成20年の学校数で80.9%、生徒数で74.6%でした。平成30年は学校数で93.2%、生徒数で85.3%と伸びています。この2008年から2018年の10年間で増えた調理方式は、自校方式でもセンター方式でもなく、デリバリー方式です。1.8%から12.1%と伸びました。しかし、先ほども述べましたように大変不評で、デリバリー方式からの転換が進みつつあります。何に転換されようとしているのか、それは自校方式ではなく、公民連携によるセンター方式であります。広島市は、デリバリー方式が味や温度の点で著しく問題があること、調理施設の老朽化、衛生管理体制の強化などを理由にセンター方式を基本とするという方針を決めました。市内を5つのエリアに分け、既にある五日市地区学校給食センターからの受配校、受け取る学校ですね、受配校を増

やし、北東部エリア、北西部エリア、中部エリア、東部エリアと5つの給食センターを造っていく。この計画どおりならば、10年後の令和13年に東部エリアセンターができます。広島市作成の資料によりますと、東部エリアは1万5,000人分の給食センターを造り、安芸区、東区、南区の小中学校が対象のようです。手違いでしょうが、広島市作成の資料にあったエリアを示す地図は府中町も同じ紫色に塗られておりました。1万2,000食提供の給食センターの場合、初期費用が自校方式の64%、ランニングコストで93%で済むと広島市は試算をしております。政府は平成25年から今年までの10年間で、21兆円以上の事業規模目標を掲げ、民間資金の積極的な活用による公共施設の更新を推奨しております。

私は昨年3月議会で、公共施設の維持保全について質問し、民間資金の積極的な活用の問題点を指摘いたしました。それに対する総務企画部長の答弁は、公共施設の老朽化への対応に結びつくものであり、当町の個別の状況を踏まえる必要はあるものの、進めるべきところは進めていくというものでした。平成29年に改築した府中中以外は、50年以上の給食棟が2校、40年以上が4校です。町内には給食センターを建設する広い土地もありません。施設老朽化の対応として、広島市が造るであろう東部エリアの民設民営の大規模給食センターに委託するのではないかと危惧しております。給食センター方式には様々な問題点があります。

第1に、食の安全、児童生徒の健康と命に関わる問題です。学校食中毒は、平成11年から平成20年の10年間に58件でしたが、平成21年から平成30年の10年間は、30件と減少しています。減少傾向にあるものの、食中毒を完全になくすことはできません。1996年、大腸菌O157による集団食中毒事件が全国各地で発生、大阪府堺市では児童7,892人を含む9,523人の方々が罹患し、3人の児童の尊い命を失いました。堺市の学校給食はセンター方式ではありませんでしたが、3つの地域ごとの共通メニューで、食材は堺市学校給食協会がまとめて発注していました。同じ食材、共通メニュー、大規模調理はその規模に応じて被害が広がります。

第2に、調理員が新型コロナウイルスなどに感染した場合、給食が提供できなくなります。埼玉県朝霞市の溝沼学校給食センターは5つの学校と1つの小学校の給食を作っていましたが、昨年6月末に職員のコロナ感染が判明し、3週間にわたって給食が提供できませんでした。



第3に、自然災害に対するもろさです。令和元年、台風15号によって、千葉県館山市の学校給食センターが被災しました。新しい給食センターの建設は1年かかり、新型コロナの感染拡大もあり、給食が再開できたのは今年1月、1年4か月もの間、御飯と牛乳とふりかけという簡易給食が続きました。その後、週2回ほど温かいレトルト食品の提供も始まったが、簡易給食だけでは栄養が足りない。家からのおかずの持参や弁当の持参が認められた。その分、家庭の負担が増えたと新聞は伝えています。記事によりますと、新給食センターは台風が来る前の7月に工事が始まっていたそうで、台風による被災後からのスタートであれば、さらに給食が提供できない期間が長引いた可能性があります。

第4に、移送時間、移送距離の問題があります。文科省の作成した学校給食衛生管理の基準においては、調理後2時間以内に食べ終わることが推奨されています。細菌の増殖は温度と経過時間に大きく影響され、食品や環境中の細菌は30度に放置した場合、2時間を過ぎると増え始めるからであります。千葉県成田市教育委員会が作成した学校給食施設整備基本計画では、調理終了から食べ終わるまでの時間を次のように見込んでいます。調理終了からセンター出発が15分、到着して検食準備が5分、検食が15分、給食準備に20分、給食が30分、合計1時間25分です。2時間以内に食べ終わるためには、35分以内に到着しなければなりません。海田町は五日市地区学校給食センターに中学校給食を委託しましたが、センターから学校到着までの時間を40分と見込んでいます。渋滞になれば、さらに時間がかかることでしょう。自校方式ならば配達時間のロスはなく、2時間以内の食べ終わることができます。食中毒の危険が少ないわけです。

また、配送には、温度、湿度の管理ができ、リフトつき専用のトラックが必要です。価格は様々ですが、ネットで調べてみましたところ、消費税込で500万円から700万円程度で自治体が購入しているようです。運転手の人件費やガソリン代も必要です。これらは業者への委託料に上乗せされるか、別建てで自治体が準備しなければなりません。コストアップにつながります。

第5に、委託先に問題があっても、そう簡単には変えられません。広島市が五日市地区学校給食センターを民設民営で広島アグリフードに委託しましたが、契約は15年です。施設も民間企業に造らせるのですから、ある意味当然なのでしょう。調理施設の建設を伴う委託契約は長期にならざるを得ません。また、委託先に問題があ

っても、契約を解除することが難しい。企業は利潤を求めて事業をするわけですから、赤字が続けば撤退するし、倒産する場合があります。民設民営の場合、自治体が施設と設備、維持管理費、給食の供給量に見合ったコストを委託料として負担をします。施設整備にかかった経費が分割で自治体から支払われて、そこへ自力でセンターを造って、既にある給食センターに取って代わることは極めて難しい。委託業者は固定されてしまうわけです。競争原理は働きません。

以上、申しましたように、学校給食をセンター方式にすることには問題があります。

そこで質問です。各地で大規模センターへの委託が進みつつあります。府中町はこのまま自校方式を続けるべきだと考えますが、町としての見解を伺います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。8番、二見議員、学校給食の充実に向けて、に答弁します。

まず、1つ目の質問、委託業務要求水準書に人件費の規定を設け、調理員の処遇を改善することが必要だと考えますが、町としての見解は、について答弁します。

委託業務要求水準書に人件費の規定を設けることにつきましては、各事業者が給与規定等を設けていることから、町で定めることは難しいと考えております。給食調理業務の委託は3年ごとに契約しており、契約時には最低賃金の基準や物価上昇を考慮して委託料の見直しを行っております。また、業者選定につきましては、価格による入札ではなくプロポーザル方式で行っております。その評価項目の1つとして、各事業者には調理員の雇用計画や有能な人材の確保について提案をしていただき、町は経験豊富かつ有能な人材の確保と長期雇用を考慮した提案がされているかという視点で評価をしております。

次に、2つ目の質問、各地で大規模センターへの委託が進みつつある中で、府中町はこのまま自校方式を続けるべきだと考えますが、町としての見解は、について答弁します。

今後、給食棟の建て替え時期においては、自校給食維持のほかセンター方式や親子方式などの検討は必要と思いますが、現時点において町教育委員会としては自校調理方式が適切と考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番、二見です。1つ目の質問に対する答弁は、人件費の規定を設けることはできないということでした。その結果が、地域最低賃金プラス1円玉の世界なわけであります。日本の最低賃金は、最低賃金制度を導入しているOECD加盟29か国中、下から3番目です。所得中央値の44%、平均値の38%でしかない。規制力が働かないということです。労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないと労働基準法は言っています。本来、国が最低賃金を引き上げ、町民の皆さんはじめ、働く人々の人たるに値する生活を保障すべきですが、残念ながらそうになっていない。ならば、直営だったものを委託した委託先の労働条件について一定の関与をして、自治体がワーキングプアをつくり出すことに歯止めをかけないといけません。委託した責任があるわけです。

平成21年、千葉県野田市が一定額以上の賃金の支払いを受注者に求める条例、公契約条例制定し、各地で同様の条例が制定されています。自治体でも規制はできるんです。こういうものも研究して、調理員の処遇改善に取り組んでいただきたい。

2つ目の自校方式については、現時点ではという留保つきでしたが、維持する考えを示しました。よかったです。しかし、広島市の恐らく民設民営で造られるであろう東部エリアの1万5,000人分の給食センターができる頃に、当町にも声がかかるのではないかと考えております。東部センターの建設地として、安芸区船越南にあります広島市東部市場跡地がいいのではないかとこの質問も広島市議会に出ています。もし、東部市場跡地なら、十数分で府中町まで届くと。コストを削減したいのならば魅力的な話です。しかし、経費的には安くつくのかもしれませんが、命と健康に関わる問題です。慎重な検討を求めたいと思います。

さて、次の質問です。食の安全について伺います。当町が給食の民間委託を始める四半世紀前、昭和60年に文部科学省が学校給食業務の運営の合理化についてという通知を出しました。パート職員の活用、共同調理方式、センター方式ですね、民間委託などによって、人件費の削減を求めた文書であります。それでも献立は委託の対象にせず、物資の購入と衛生、安全については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を取るよという歯止めがかかっています。全国的にも物資購入の委託は、10.8%と調理や運搬などと比べて低い水準にあります。

当町も献立と食材の調達は、教育委員会が責任を持ってやっています。牧下圭貴氏の「学校給食」に次のように書かれていて、なるほどと思いました。食材費に余裕があれば、国産を選んだり、加工食品、冷凍食品ではなく素材から手作りするための新鮮な肉や魚、野菜などを購入することもでき、献立の自由度も増します。しかし、現実には、食材費が限られているために、安全性を第一にしながらも多くの調理場が冷凍食品や加工食品、輸入食材を使っています。だしやルーから手作りし、冷凍食品や加工食品をほとんど使わないという調理場もありますが、限られた調理人数、施設、設備の中での手作りには大変な苦勞があります。当町の場合、食材費は小学校で280円、中学校で310円です。この金額で輸入食材や冷凍食品を使わずに給食を作ることは難しいのではないかと思います。

また、当町では児童生徒のアレルギーに対応した調理をしていると伺いました。文科省の食物アレルギー対応指針に目を通しますと、食物アレルギー対応委員会の設置と運営、アレルギー対応を希望する保護者からの申請と確認、献立の作成と検討、調理、教室での対応にわたる指針が書かれています。児童生徒の命と健康がかかっており、必要不可欠な取組だと思えますが、御苦勞も多いのではないかと思います。

また、近年、日本で暮らす外国人も増え、府中町でもおよそ640人の方がいます。世界人口の4分の1がイスラム教徒、ムスリムだと言われており、ムスリムは戒律で豚肉が食べられません。他の自治体では、給食の豚肉除去を求めたところ、対応できないと断られたケースがあると言います。

そこで、質問です。当町での輸入食品や冷凍食品はどの程度で、地産地消への対応はどうなっているのでしょうか。また、限られた食材費の中で苦勞が多いと思えますが、献立をつくる栄養士の声を紹介してください。当町におけるアレルギー食やハラル食への対応についてもお答えください。

次に、給食費に対する助成について質問いたします。

献立をつくる側からすると、1食280円、310円という金額で食材を調達することは大変であります。支払う側、児童生徒の保護者からすると、1食300円程度であっても、年間にするとかなりの金額になり、重い負担となります。府中町は昨年度の数字ですが、小学校5万4,649円、中学校5万5,598円です。全国平均では、年額小学校4万7,773円、中学校5万4,351円となっています。給食費以外にも教材費や修学旅行費などの負担があります。保護者が子どもの学校教育、

学校給食費、学校外活動にかかった学習費総額は、年間で公立小学校が約32万円、公立中学校が約49万円です。日本国憲法26条、全て国民は等しく教育を受ける権利があると述べ、義務教育はこれを無償とすると規定しているわけですが、実際には、無償とは程遠い現実です。高校、大学に進学すれば、さらに多額の費用がかかり、家計に重くのしかかっています。

給食費を含めた教育の無償化は本来国の仕事です。極めて不十分ですが、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化が部分的に始まっています。今、給食費の無償化を求める声に押されて、独自に無償化を実施している自治体もあります。小学校、中学校とも無償化を実施しているのは、1,740自治体中76自治体、4.4%で、そのうち71自治体が町村であり、また人口1万人未満の自治体が56自治体、県内では神石高原町だけがあります。完全無償化は児童生徒が少ない自治体でないと、なかなか難しいと思います。当町で小中学校の学校給食を無償にするためにどのくらい必要なのか、教育委員会に試算をしてもらいました。小学校1億7,000万円、中学校6,500万円、合計でおよそ2億3,000万円かかる。一般会計180億円程度の当町にとって、決して軽い負担とは言えない。ですから、町だけの財源で学校給食費を完全無償化せいとは言いません。しかし、給食費の一部を町が負担することはできるのではないのでしょうか。文部科学省は、教員の業務負担の軽減などの理由から学校給食費の公会計化を促進しています。学校給食費の徴収管理業務を学校から市町村に移すわけです。当町も令和5年度から公会計化を始めます。公会計となれば、町の関与もしやすくなります。給食費の1割を町が助成するなら2,300万円、児童生徒1人当たり年間約5,000円ほど負担軽減になります。2割なら4,600万円、1人当たり1万円ほどの負担軽減ができます。埼玉県神川町では、令和元年4月から給食費を無償化しました。児童生徒数が950人で、当町の4分の1、無償化の予算は4,000万円です。神川町の一般会計は会計予算62億円で、当町の3分の1です。62億円の一般財源で、4,000万円を給食費無償のために使っています。そこから考えますと、当町でも給食費に対して数千万円の補助を検討することは可能なのではないかというふうに考えるわけです。

保護者の負担を軽減するもう一つの方法は、就学援助制度を拡充することです。この制度は経済的負担によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者を援助するものであります。給食費や学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費など

が援助されますので、支給されますと保護者は大変助かります。就学援助が受けられるのは、生活保護を受けている保護者、要保護者と市町村教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると求めるもの、準要保護者です。準要保護の認定基準は各市町村が決めます。府中町は生活保護基準の1.2倍となっています。これを1.3倍、1.4倍と引き上げれば、現状より少し所得の高い層まで援助が広がり、給食費も免除されます。府中町の生活保護基準の1.2倍という基準は、広島県内23市町で下から6番目、府中町より低い基準を設けているのは、広島市、呉市、海田町、熊野町、北広島町の二市三町にすぎません。竹原市、庄原市、神石高原町が1.5倍、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町が1.3倍、府中市は基準が少し違うようではありますが、生活保護基準の大体1.3倍に相当します。このように、府中町の現在の就学援助、他市町から後れを取っています。

そこで、質問です。一律一部補助や就学援助基準の引き上げによって、給食費を援助すべきだと考えますが、町としての見解を伺います。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。8番、二見議員の2回目の質問に答弁します。

まず、1つ目の質問、当町での輸入食品や冷凍食品はどの程度で、地産地消への対応はどうなっているか、また限られた食材費の中での苦勞が多いと思いますが、献立をつくる栄養士の声を紹介してください、について答弁します。

地産地消の対応として、食材の調達は広島県産、中国地方産、国産の順に価格とのバランスを考えながら調達しております。輸入食品については、エビやサバなど国産の流通が少ない食材や国産価格が輸入食品に比べてとても高い食材は輸入食品を選定しております。野菜につきましては、生鮮野菜を主に調達し、冷凍食品を極力使わないようにしております、しかしながら、給食は彩りも大切なため、収穫時期によって調達できない場合に使用したり、調理の扱いやすさからコーンや枝豆などを使用したりしております。ただし、使用する際には、可能な限り国産のものを調達しております。また、学校により異なりますが、ハム、ベーコン、ちくわなども冷凍加工食品を

使用しております。

栄養士の声としましては、ここ数年で小麦粉、砂糖、食用油など調味料や材料費などが高騰し、パンや麺など様々な食品に値上がりが波及しております。給食についても食材の調達に影響が出ており、限られた費用の中で栄養管理と品質のバランスを考えながら、より一層メニューや食材の工夫が必要になっているとのことです。

次に、2つ目の質問、当町におけるアレルギー食やハラル食への対応について答弁します。まず、アレルギー食の対応につきましては、町内の小中学校、合わせて180名、全児童生徒の4.2%がアレルギー食の対応を行っております。アレルギーは個人ごとに症状や食品が異なるため、翌月の献立を作成後、事前に栄養士と保護者が連携し、メニューごとに喫食可能か、除去食で対応できるかを決定しております。除去食で対応できない場合は、主食の持参やおかずの一部を持参していただくよう保護者をお願いしております。またハラル食に限らず、宗教上の理由で対応が必要な場合も、アレルギー食と同様に栄養士と保護者が連携し、該当の食材や調味料を記載した詳細な献立表を確認して、自ら除去できるか、おかずの一部を持参するか、または給食ではなく、お弁当を持参するかのいずれかを保護者に判断していただいております。

最後に、3つ目の質問、一律一部補助や修学援助の引き上げによって給食費を援助する考えはないかについて答弁します。無償化を実施しているのは人口が1万人未満の自治体がほとんどで、当町で給食費の無償化を実施する場合には多額の費用がかかります。また、一部補助についても、県内で実施している自治体はございません。これらの状況や財政負担も伴うことから、給食費一律一部補助や修学援助の引き上げについては、現時点において考えてはおりませんが、給食費一律一部補助や就学援助の認定基準については、今後、調査していきたいと考えています。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 一部補助について、県内で実施している自治体はないという答弁でしたが、全国では平成30年の調査で、学校給食費または食材費の一部を助成している自治体が311あります。また、第2子、第3子以降、無償化している自治体や特定の学年を無償にしている自治体、ひとり親家庭の児童を無償にしているところ

もあります。府中町は、県内の自治体があまりやっていなかった昭和40年頃から自校方式の中学校給食を実施しました。極めて先駆的、先進的な取組です。宗教上の理由による除去食も取り組んでいない自治体、学校が多い中、実施をしております。また、中学校給食だけでなく、すぐやる課や非核町宣言など、全国に先駆け、進取の気性を持って実施をした経験が府中町の歴史にはあります。こういった府中町の歴史と伝統を踏まえ、給食費の一部補助や就学援助の認定基準についても検討され、保護者の負担軽減を図っていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、学校給食の充実に向けて、8番、二見議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は14時10分からといたします。休憩。

（休憩 午後2時02分）

（再開 午後2時10分）

○副議長（西山 優君） 議長を交代しました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、総務文教関係、第5項、固定資産税課税誤りへの対応について、6番、田中議員の質問を行います。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。よろしく申し上げます。

固定資産税課税誤りへの対応について、お尋ねいたします。この問題は、皆様御承知のように、昨年春、明るみになりまして、新聞報道もありました。町が公園として借りている神社所有地2か所、えの宮と総社跡ですけれども、本来なら課税すべき固定資産税が50年以上課税漏れとなっていた問題であります。

昨年5月には住民監査請求が出され、7月には監査委員の勧告が出ました。課税漏れを後から追加する遡及課税の請求、これは却下された形なわけでありまして、一部の用地は狛犬などの部分は公園として適切ではないとされたわけでありまして。昨年6月の定例会でも一般質問させていただきましたけれども、その後の勧告、経緯と対



応についてお尋ねするところでもあります。

私たち議会は、長年予算を承認し続けております。執行部を監視、チェックしなければならない議会としては、この問題の責任の一端もあると言えるわけでありまして、私も議会の一員として誠に申し訳なく思うところでもあります。

さて、第1点の質問は、勧告の内容をどう受け止めたかであります。勧告は、結論としては固定資産税の遡及賦課をしないという町の対応を追認したわけであります。けれども、税条例などの法令違反、この事実が消えたわけではありません。改めて、この違法性をどう考えますかと。

それから、もう一つは、町の主張が認められなかった点についてであります。狛犬とか登録寄附者名簿碑のところは、わずかな面積だから影響はないと、町のほうは主張したわけですが、ここは勧告は厳しい勧告でした。町が特定の宗教に対して特別の便益を供給し、これを援助していると評価されてもやむを得ないことから、適切ではないと述べています。つまり少々エリアであっても責任は重いんだという勧告であったわけです。これをどう受け止めたでありますでしょうか。

それから、第2点目、こうした勧告を受けた後の対応についてであります。町が今年1月17日にホームページに掲載したのは、狛犬及び灯籠寄附者名簿碑の地積、面積ですね、13平方メートルを現土地賃貸借契約の借上げ対象地積から除外することとし、令和3年12月15日付で変更契約を締結したと。適用は令和4年4月1日、来月からというものでありました。この変更の内容について、先週の予算特別委員会でも質疑があったわけでもありますけども、改めて御説明いただきたいと思えます。

地積、つまりは公園のエリアについてですけども、これも現状で適切なのかどうか。木立の斜面、一部子どもたちが使えない木立の斜面なども入っているわけで、ここも見直すべきではないかとか、あるいは道路を挟んで北側の三角地の飛び地のエリアですけども、ここもそのままでもいいのか。そして、課税される登記簿の面積と実際のエリアがずれている点、ここはどう考えるのだろうか、対応したほうがいいんじゃないかと、そういう点も再測量を含め、再び測量することも含めて対応したほうがいいんじゃないか、そういう点であります。

それから、勧告の中の意見というところで述べてあるこの対応についてもお伺いいたします。ここも先ほどの一部エリアの点に加えて、結構厳しい意見でありました。勧告の意見でありました。課題の先送り体質の払拭と事務体制の一層の充実強化に向

け、実効性のある取組を行い、適正公平な行政の執行に努めていただきたいとあるわけであります。これは責任問題にもつながるということでありますが、いかがお考えでしょうかと。

それから3点目は、そもそもといいますか、やはり疑念を抱いた町民の方がいらっしゃるところの1つの理由でもありますけれども、町政と宗教との関係、言わば、行政の姿勢についての点であります。先ほどのあの勧告の判断の中でも、政教分離の原則に反しているみたいな指摘がありましたけれども、言うまでもないことでもありますけれども、日本国憲法では政教分離の原則が第20条と第89条に定められているところであります。勧告は、厳しく言えばこういう憲法違反の疑いを指摘していると言えるわけであります。改めて、ここの政教分離の徹底をどう図るかということも大切な行政の姿勢ではないかと思うわけであります。

以上、大きくは勧告の受け止め、その後の勧告の含めたその後の対応、そして町政の姿勢と、この大きくは3つについてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（西山 優君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。6番、田中議員の一般質問、固定資産税課税誤りへの対応についてに関し、答弁いたします。御質問の内容が複数の部にわたりますので、私のほうで一括して答弁をさせていただきます。

まず、1、勧告の内容をどう受け止めたかです。町が固定資産税を遡及課税しないとしたことについて、監査委員には現実的な対処方法として理由があると判断されたところですが、しかし、課税すべき土地を非課税措置としていた課税誤りがあったことは事実であり、大変申し訳なく思うとともに、今後同様なことが発生しないよう再発防止策を講じたところですが、具体的には、令和3年6月定例会一般質問答弁の繰り返しになりますが、各部署に対し、土地の賃貸借契約状況を照会することとしたこと、また、固定資産の利用状況や確認調査を実施することとしたことなど、新たな取組を行っております。

次に、狛犬等の賃貸借について、町は都市公園上の修景施設に該当すると主張したわけですが、監査委員には、「一般人の目から見て、町が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないことから、適切でない」と判断され、「有償で借用しないこと」とする勧告を受けたところですが。主張が

認められなかったことは遺憾でございますが、町民に疑念を抱かせる現状がある以上、解消する必要があると判断し、勧告を受け入れた次第です。

2、その後の対応についてです。勧告の受入れに当たり、町は賃貸借契約の相手方と、現在の借上げ面積から狛犬等分の面積を減ずる変更契約を行いました。住民監査請求の請求内容には、借上げ面積に係る疑義がありましたが、その点について監査委員から特段の指摘はなく、また変更契約の手法については、賃貸借契約の相手方との協議で取り決めたことから、測量等を行う予定はございません。

次に、このたびの監査において監査委員からは、課税可能であることを了知していたのではないか、見直す機会があったのではないかという意見があったところであり、また、課題の先送り体質の払拭を求められてもいます。課税可能であることを了知していたのではないかという指摘を受けた、平成24年当時の賃貸借に係る起案書の添付資料を調査したところ、当該資料は、宗教法人から土地を借用し公園として供用している県内他市町の事例を調査した資料であり、課税を調査した資料ではなかったことから、当時の公園担当部署において課題を先送りしたという認識はございませんが、しかしながら、部署間で情報共有がなされていなかった体制には課題があるとともに、前例踏襲ではなく一步踏み込んで現状を考察してみる姿勢も必要であったのではないかと考えています。

次に、責任の問題についてですが、令和3年6月定例会一般質問において、「法律違反であることは確かであるが、被害の状況と職員の職責等を見て判断したい」と答弁したところです。監査結果や内部調査から、今回の課税誤りについては、課税調査の不足、また情報共有の不備ということに原因があり、故意や職務怠慢に起因する事案ではないことから、特定の職員に責任を求めることは行いませんが、今回の事案を教訓として、再度、職員に対し法令遵守を徹底し、行政運営のさらなる透明性、客観性、公平性の確保に努めていくことで、今後の職責を果たしてまいります。

3、町政と宗教との関係についてです。日本国憲法第20条第3項において、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と定められているほか、第89条において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。」と定められています。町としては、当然この規定にのっとり、業務を遂行しているところ

です。このたび勧告を受けた事案も、特定の宗教を支援したり、その普及を促進する意図の上、行った行為では断じてございません。しかし、このたびの勧告で、町は意図していない中でも、町民に疑念を抱かせる可能性があることを経験したとも言え、今後は政教分離に一層留意し、町政を行ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問ございますか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 答弁ありがとうございます。

勧告を受け入れた上で先ほどのような対応、賃貸借契約や契約の変更とか、あるいは固定資産の確認調査を行うこと、そういった再発防止の取組もいろいろされとるといことで、御苦労さまだと思います。ただ、対応として、これで十分なのかと思われる点もあるので、再質問させていただきます。

監査請求に基づく勧告は、今回、町の答弁にもあったように、あくまで財産上の問題を重視した内容でありました。5年間の遡及賦課をしても、その分は信義則に基づいて町が相手方に手当しなければならない。いってこいのことを上乘せせにゃいけん、という町の主張を追認した形でありました。つまりは、損得勘定での判断だったわけです。けれども、法律論で言えば、やはり遡及賦課しないことは違法に違いないわけであります。以前の契約書にも契約の免除ということは明記していないと。課税しない信義則というのは、あくまで以前の取決めの推定に基づいているということなわけであります。もしこれが行政訴訟になった場合は、正義の実現という法律の面からは監査勧告とは違った町に厳しい判決が出るのではと、そうおっしゃる法律家もおられるわけであります。

そこで、もう一度質問ですけれども、変更契約したその内容、これちょっと、もうちょっとここで改めて具体的にお示しくください。広さが何平米だったのを13平米減らして何平米にしたのかと。そこは借り賃は幾らだったのが、幾ら減らして幾らにしたのか、そういうことの確認を数字の上で示してください。

それから、現実の広さと帳簿上とといいますか、登記簿上の広さが、エリアが一致していないということについて、再測量はしないという御答弁でありましたけれども、これではやはりずれば、本当の広さというのは契約上はもちろん広さを決めてやるわけですが、現実の本当の広さというのは確定しないわけであります。私も現地でちょ

っと図面と調べてみたわけですが、フェンスの位置なんか新たに作り変えて、かなり図面とずれが。それから、道路の側溝の工事なんかもして、やはりこれもかなり広さにずれがある。狛犬分のその13平米を見直したとしても、それ以上の誤差がかなりあそこにはあるということになってしまいます。これは残ったままでいいのかわかるか。私はもうちょっときちんと広さを確定して、この際だから測り直したほうがいいと思うわけですが、いかがでございましょう。

それと合わせてですけども、北側の三角、飛び地の三角部分ですね。これも本体のほうが都市公園の条例で、三角のほうが遊園地の条例ということで、条例上は位置づけがちょっと違うわけですけども、同じように一緒に借りて、家賃を払って固定資産税ももらって、公園として一体的に使うんだということでもあります。ただ、現実にはあそこは今、草ぼうぼうで、とても公園として使えるような、三角地のほうですけどね、飛び地のほうは状態ではない。ベンチが置いてあるんですけども、あそこも遊園地としてきちんと借りるんだということであれば、もちろん見直さなきゃいけませんし、もう災害のときにちょっと資材を置いたりするのに使うだけだから、遊園地としては借りないほうがいいんじゃないかという声もあるわけですが、借りるのであれば、きちんとせにゃいけんし、そうでないなら、あそこは外したほうがいいんじゃないかと、そういう点をお尋ねします。

広さの確定、エリアの確定、特に三角地のずれ、やはり狛犬部分だけを変更契約しても、実際の広さのところはきちん確定しないわけなんでありますので、その公園としての使い道の趣旨と広さ、そこらを改めて質問いたします。

それから、これからちょっと言うことは、できれば町長にお答え願いたいわけですが、責任問題とそれから先ほど3点目で質問した政教分離の原則の姿勢についてであります。責任問題は、先ほど総務企画部長の答弁でも処分等は取らないということだろうと思いますが、故意や職務怠慢に起因する事案でないので、特定の職員に責任を求めることは行いません。もちろん、もう退職されている職員がほとんどでありますし、今、残っている方も従来のそのまま引き継いでやっただけだったのでということなのかもしれませんが、その点についてであります。どの職員がおまえのせいでみたいなことを言うのは、追及するのは本当に難しいと思いますし、それはなかなか不可能だと思います。しかも、今回の課税漏れは職員が独自に気づいたのだということを役場の説明していただくわけですが、だとすると、その課税漏れに気

づいた職員は職務上の責任を逆によく果たしたということで、表彰しなきゃいけない。そんな感じもするわけであります。役所であれ、あるいはどこであれ、どんな組織であれ、議会もそうかもしれませんけども、長年の前例とか今まで積み重ねてきたことを問題意識を持つのは結構難しい。おかしいぞと、これは改善したほうがいいぞというのは、勇気が要ることでもあります。今まで悪いことしとったと思われるじゃないか、何で変えないけんのや、ええじゃん、というそんなことも声も出たりすることもあるわけで、そういう意味で今回はよく見つけたということになるのかもしれない。

先ほどの答弁には、前例踏襲でなく、一步踏み込んで現状を考察する姿勢と、これの大切さも指摘されておりますけれども、まさにそのとおりではないのでしょうか。町のその担当者が課税漏れに気がついたのは、監査請求が出る前の令和2年秋だったという御説明を以前にいただいたわけですがけれども、住民からも同じ頃の令和2年秋に別の情報公開請求が出されて、その中で宗教用地の課税は大丈夫なのというようなことも問合せがあったわけであります。職員の方と住民の方と同じ頃に、タイミングとして同じ頃に気がついたということはよかったことかなとは思っております。

ということで、繰り返しますけれども、個人の責任ではなくて組織のけじめ、こういうところをどうするかという問題を、ちょっと町長に厳しいんですけども、お尋ねしたいと思います。

昨年6月の一般質問の答弁で、町長こう述べていらっしゃいます。「業務に非があったということは確かなので、そこは一定のけじめをつけるというんですかね、そういったことが私を含めてあるのかなというふうに思いますので、監査請求の結果を踏まえて云々と、以外の状況と、それからそうしたときの職員の職責などを見まして判断してまいりたいというふうに思っております」という御答弁でありました。

それから、先ほども言いましたが、もう一つ町長にお尋ねしたいのは、政教分離の原則についてであります。総務企画部長の答弁で、先ほど特定の宗教を支援したり、その普及を促進する意図の上、行った行為では断じてありませんと。つまりは、何か意図があったのではなくて、純粹に事務的なチョンボなんやということなんだろうと思っておりますが、ここはやはり政教分離の原則はトップの姿勢を示していただきたいと思うわけであります。

府中町は、皆さんよく御承知のように、戦前は神武天皇の東遷伝説を歴史的事実だとして扱って、多家神社があることは町民の誇りだったわけです。もちろんお宮に原

因があるわけでも問題があるわけでもありません。神武天皇の神話は私たち町民がふるさとに愛着を持つ、誇りに思う、それはもちろん大事だと思いますけども、それを歴史の事実だと受け止めて、神武天皇が150年生きたんだよと。そのうち7年は埃宮におられたんですよと。あの埃宮の裏に大きな石碑が立ってるでしょう。松崎八幡宮のところには腰かけ岩もあるじゃないか、ここに座られたんだよ、だから皆さん、きちんと拝めましょうということになると問題なわけでありまして。観光資源として生かすことは、これは大いにやっていいと思いますけども、はじめをつけて、歴史的事実とは違う、歴史的事実ではないんだと。そう言い伝えであって、何らかの根拠はあるのかもしれませんが、歴史として、神の国の日本の我が府中町であるぞということに結びつくと、これは本当に大いなる過ちに結びつけるわけであります。憲法が、新憲法というか、日本国憲法が厳しくその政教分離を戒めてるのも、やはり国であれ地方であれ、きちんとはじめをつけて政を、政治のほうの政ですね、携わらなければならないということだろうと思います。

府中町ならではの神話、ふるさとに誇りを持つ。同時に平和な民主主義国家にあって、地方自治の一翼を担うと、その姿勢を示すこともこの際だから大切だろうと思います。そこに懸念を抱く、やはりかつての戦争の反省を大事なことと考える多くの町民、あるいは国民にとって、そこのはじめが薄れることに大きな危惧を抱くところがあります。トップの姿勢も、この点を改めて示していただきたいと思うわけでありませぬ。

よろしく申し上げます。

○副議長（西山 優君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。ただいまの質問、1点目、変更契約の内容について、2点目、測量・面積の確定について、3点目、えの宮遊園地の利用について、に答弁いたします。

令和3年7月21日付の勧告に対応した措置を講じるに当たり、令和3年2月1日付で締結した土地賃貸借契約を令和3年12月15日付で狛犬等の面積を減ずる変更契約を締結しました。内容につきましては、それまで貸借していた面積2,021.19平方メートルから狛犬の実測面積7.8平方メートルと灯籠寄附者名簿碑の実測面積5.2平方メートルの、合わせて13平方メートルを差し引いた面

積2,008.19平方メートルに変更するものです。このことにより減額となる賃貸借料の試算額につきましては、令和3年度のえの宮公園賃貸借料を基に、13平方メートルを差し引いた単純計算を行ったところ、約1万4,000円の減額となります。

次に、測量についてお答えいたします。測量につきましては、先ほど総務企画部長の答弁にもありましたように、賃貸借契約の相手側との協議で取り決めたことであるため測量等を行う予定はありませんが、将来計画されている県道茂陰変電所線の拡幅工事や榎川河川改修の影響により、土地、形質の変更等が発生する場合には、測量等を実施するものとして検討してまいりたいと考えております。

次に、えの宮遊園地の利用についてお答えします。当該公園用地は平成30年7月豪雨の際には、災害復旧資機材等の一時保管場所として利用されるなど活用してまいりました。災害応急対策施設や避難地、避難路としての機能も有しております。公園の活用の際には、歴史文化系地区にふさわしい有効利用方法について、利用者の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○副議長（西山 優君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 田中議員から町長に対する質問ということでございまして、1つは本件事案の責任の有無と、質問のここにある表現を使えば、有無と対応、2つ目は町政と宗教との関係ということでございます。

第1点の本件事案の責任の有無と対応ということについてでございますが、前回の答弁の内容も踏まえまして、監査の結果や内部調査を踏まえますと、本件事業はそれぞれの部署、担当部署の調査不足、情報共有の不備であったということでありまして、責任に対する対応としては、先ほど総務企画部長が答弁したとおりでございます。私のほうで付け加えるとすれば、誤りが長期間にわたっておるために、関係する役場職員が多数となりまして、かつその多くは既に退職をしておるという状況がございます。加えまして、法令上の誤りがあった、課税漏れがあったと、これ法令上の誤りでありまして、実利上の損害や利益があったわけではないと。これらを考慮して、特定の職員に責任を求めることは行わないことにしたのでありまして、本件事案を教訓として、今後、執務執行上の改善に取り組んでいくということが第一であるというふうに理解をしておるところでございまして、理解をいただくようお願いをしたいと思います。



前例踏襲にとらわれないと。今回、誤りを発見した、監査請求の前に町は内部的にこれを発見しておりまして、是正の процедуруしておいたという事実でございますけれども、議員のほうから誤りを発見した職員に対するプラス面での処遇と、表彰ということもありましたが、について特段の措置を行う予定はないかということでございますが、議会にこうして評価いただいておりますこと、そのことは当然、当該人も本人もこのやり取り聞いておるでございますから、特段の措置を行う予定はありませんが、今申しあげましたように、本人のほうも大いに今後の励みになっておるといふうに感じております。

次に、2点目の町政と宗教との関係でございますが、疑念を抱かれないよう、改めて政教分離をどう徹底していくかということでございます。町政と宗教との関係は、総務企画部長が日本国憲法を読み上げた上で府中町政は憲法を遵守していること、そうした中で、本件事案は意図していない中で町民に疑念を抱かせる可能性が生じたということで、今後一層留意して町政を進めるといふ答弁をさせていただきました。私もまさにそのとおりということでございます。

本件事案を振り返ってみますと、宗教法人の所有する固定資産税の賦課を巡る案件ではありますが、町が有償で借り受けて公園として供していたにもかかわらず、非課税としていたのは、町が宗教法人であるがゆえに非課税を継続したわけではございません。行政と宗教法人の関係というより、地方税法違反、課税誤りの事案として私は受け止めております。また、狛犬等の有償借入れにつきましては、公園の供用、修景施設として長い間位置づけておいたわけでございますが、監査請求をすると、監査委員からの宗教施設との判断を受けて、町民の疑念を抱かせることは本意でないことから、借入れを解消したということでございます。

以上のように、町行政は政教分離の原則を今日まで遵守してきたつもりでありますし、これからも遵守してまいります。誤解が招くような事案がないように、さらに誤解の疑念を持つことがないように、遵守してまいりたいと思っております。

議員のほうから、多家神社の神武天皇の件も紹介ありましたが、町行政が神武天皇が歴史的事実であったと。あるいはそれを町行政とつなげたということは一度もありません。ただ、私も言ってるのは、そういう歴史、古事記あるいは日本書紀、日本のそういった文書の中にそういう記載があつて、それ事実かどうか分かりませんが、多くは事実であるといふうに認識できないようでありますけれども、何らかの

裏づけの中でそういう文書があったかもしれない。ですけれども、そのことを町行政は積極的にお話をしたことはございません。町行政としてありません。日本遺産の際に、神武東遷の取組をして御紹介しましたが、あくまでもこれは神武東遷という、そういう歴史的な言い伝えを、宮崎から奈良の橿原までの間の各市町村が連携をして観光事業としてやっていこうと。それをPRしようという取組でありまして、神武東遷が歴史的な事実であるということを、この取組の中でしたことはございません。府中町としては、もしそれがそういうふうな変質するのであれば、断固反対をし、脱退をするつもりではございました。

ちょっとよそにそれますが、日本遺産としては、海外のお客様を呼び込む観光事業という側面に取りまして、ちょっと文化庁のほうで、神武天皇の東遷というのは海外のお客様を呼び込むにはちょっとニュースバリューいうんですかね、それが少ないということで選択していただけなかったという経緯がございます。何らかの観光事業として活用できないかということのを再構築できるものなら、する機会があったらやっていきたいと思いますが、よそ道にそれましたけれども、府中にはそういう歴史があるということは事実ではございますけれど、歴史的言い伝えもあるということ事実であります。それを町行政が活用したり、利用したり、そうしたことは現実にはないわけではございまして、それと町行政とつないで、町行政の在り方を問うとはいかがなものかなというふうに、今、感じておることではございます。

以上により、町行政は政教分離の原則を今日までしっかりと遵守してきたということでございますので、今後も町民の皆様の疑念に抱かされることがないように、十分熟慮、配慮しながら、行政を進めてまいります。そして、こうした原則を誤りなく遵守するためには、本件事案を教訓としまして、法令遵守と行政運営の透明性、客観性、公平性の確保に格段の努力をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問でございますか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。

特に政教分離の原則のところは町長も大分強調されておられましたので、そこは本当に大事なところだと思うわけではありますが、やはりその疑念というのはどうして

もつきまとう、そういう考えもやはり日本の不幸な歴史から考えてあるわけでありますから、町長おっしゃるように、一段とけじめをつけていただきたいと思うわけであります。

それで、先ほどの責任問題のところ、私は課税誤りを見つけた職員を表彰してほしいと言ったわけではなくて、表彰ものに値するぐらいであって、決して責任を問うべきではないと。特定の職員の責任を問うべきではないという意味で言ったわけでありまして、つまりは誰かの責任ではなくて、組織としてこれを何かけじめをつける必要があるんじゃないかと、そういう意味で問うたわけでありますが、町長は見える形のそういうものではなくて、今後一層信頼を取り戻していくためのそういう取組をもって責任を果たすというふうにおっしゃったわけで、そこは我々が懲罰動議するわけにはいかないとか、そんなことをする権限はないわけでありますから、十分にやはり自律的にお考えいただくということをお願いしたいと思います。

やはり、ちょっとまた話は戻りますが、勧告の受け止めがやっぱり実利上の問題であるというところ、それからやはり法的な正義の問題であると。ここはどうしても勧告に従うことと法的な問題の解消、そこは一致しないわけでありまして、ここも十分御自覚いただいて、町政に当たっていただきたいと思います。

それから細かいことですが、三角地の問題、あるいは公園の広さの再測量はたちまちはしないんだと。次の河川の改修、道路のときに合わせて行うという御答弁のようですが、それはなるべくそういうときでないときに解消したほうがいいと私は思うわけでありますが、そういう答弁であるなら、何らかの機会にきちっとエリアを確定するべきだろうと思うわけであります。それから、やはり細かいことですが、今、草ぼうぼうでやっとして、これを公園として借りとるんよというわけにはいかんと思いますので、当面、やはり皆さんの意見を聞きながら有効利用を検討ということですが、ここもやはり町の公園としてみんなに提供しとんだということであれば、きちとした対応をするべきではないかと思うわけであります。

3回目の質問ということですが、御答弁を受けて、今のような私としてはまだ問題が残るのではないか、あるいは、その対応はもう少し工夫できるところがあるんじゃないかということ指摘させていただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（西山 優君） 以上で、第5項、固定資産税課税誤りへの対応について、

6番、田中議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、無線LAN（Wi-Fi）の整備について、6番、田中議員の質問を行います。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。よろしくお願いします。

歴史的課題からちょっと一転して、今度は最新技術課題なわけでありましてけれども、無線LAN、いわゆるWi-Fiの整備についてのお尋ねであります。

インターネットの利用が社会生活のあらゆる場面に広がっているところでありましてけれども、これはパソコンやスマートフォン、タブレットなどのそういった機械が、ハードウェアが発展、普及したことと、私たちが市民がせつせとそういうものを利用して情報を得たり発信したりする、そういうソフト面での普及、この両面が急速にここで進んだということの表れだろうと思うわけでありまして。

カフェやコンビニでもおなじみになりましたが、コンビニは何か一部やめるそうですけれども、公共施設でもこういうネットが利用できるかどうか、これが課題となってきたわけでありまして。具体的には、町民が例えば文化行事や勉強会をするときに、公民館の会議室などでネットに接続できるかどうか。遠くの相手と意見交換したり資料を見せ合いっこしたり、あるいは講師とやり取りしたり、そういったミーティングができるのかどうか。もちろん資料なんか動画を引っ張り出したり、あるいは動画を送信したりということもあるわけで、こういったことが無料でさくさくできる公共施設なのかどうかと。そこがいわゆるWi-Fi環境の整備が急務となってきたわけでありまして。

府中町が管理する公共施設で、こういうネット環境が今どこまで整備されておるのか。府中は遅れとんじやないかという声も時々聞くわけでありましてけれども、現状はどうなのか。そして、その整備をどうやってしていくのかという、ここについてのお尋ねであります。

まず最初は、その整備状況であります。職員、皆さんが業務で利用するそういった事務系と、いわゆる一般の人たちが会議室や研修室借りたとき、あるいはホール等どの程度使えるのか。そういう事務系は主に有線、公衆系は主に無線ということになるんでしょうか。町の施設の整備状況を教えていただきたいと思っております。

2点目は、それを今後どう整備していくかということでありまして。ちょうど5年前

の平成29年の3月定例会で、同じように公衆無線LANの整備について一般質問がありました。当時の総務部長も整備推進が必要であると答弁しておられるわけですが、独自の導入だと数千万円、さらに維持費がかかる。セキュリティー対策や費用対効果など十分調査して検討すると。民間事業者の活用も検討するなどという答弁でありまして、少し先の課題なのかなと、言うにはそのようにも受け止められたところでありました。けれども、現実のほうがさっきのように、一気にここ数年進んでいるわけでありまして。民間業者の普及、中継アンテナも増えているという、お聞きします。もちろんデジタル庁をつくった国も普及を制度面で後押ししているのではないのでしょうか。

また、これはたまたまでしょうけども、今、府中町、役場には災害用として地元のケーブル業者ちゅピCOMから無料の携帯ルーターを12台借りておるわけですが、これも倉庫に眠らせずに、災害のときに使うだけじゃなくて日常の住民利用にも生かすことも、たちまちはできるんじゃないでしょうか。もちろん利用者が安全に利用すると、そういうための注意喚起、これもネットでいろいろ公衆無線LANの利用についていろんな注意が出とるわけですが、そういうところももちろん必要でしょうし、パスワードの管理のやり方もいろいろあるんじゃないかと思います。

そういったことも整理しながら、しかしこれだけ住民ニーズも高まって、技術革新も進んで、町内でもいろんな普及も進んでいると。そういうところで急ぐべきではないか。今後どう対応していくかということについての考えもお聞かせ願いたいと思います。

以上、第1の質問です。よろしく申し上げます。

○副議長（西山 優君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。6番、田中議員の一般質問、無線LAN（Wi-Fi）の整備についてに関し、答弁いたします。

1、町が管理する施設のネット環境の現状についてです。まず、職員の執務室での利用につきましては、仮想環境によりインターネット接続を行っているところです。本庁舎の会議室等につきましては、有線でインターネット接続を行っており、ウェブ会議や研修等に利用をしております。出先機関のうち、くすのきプラザにつきましては、アリーナ、ギャラリーにおいて有線でインターネットに接続することが可能です。

それ以外の公共施設につきましては、職員の執務室以外利用ができない状態となっております。そのほか、ネウボラ事業のタブレットを利用した電子カルテ作成業務において、閉域網のSIMカードを利用したり、府中南公民館の主催事業において、無線ルーターを用いてインターネット環境を利用している実例などもございます。新府中公民館におきましても、主催事業においてインターネット環境が利用できるよう準備をしております。

次に、住民が利用される場の整備状況ですが、現在のところ無線LANが利用できる公共施設はございません。ただし、図書館のインターネット利用コーナーでデスクトップパソコンを利用者向けに提供したり、災害時に避難所に無線LANを設置するなどの設備は整えています。

続きまして、2、今後の整備方針についてです。国の支援、すなわち国庫補助金につきましてはメニューは制度化されているところです。しかし、財政力指数が0.8以下であること、または過疎地域等であることなど対象となる諸要件に本町は該当しておりません。ちなみに、令和3年度の本町の財政力指数は、0.842となっております。民間業者との連携につきましては、現在のところ、避難所に設置することとしている無線ルーターを、「株式会社ちゅピCOMひろしま」から提供していただいております。

次に、災害用の携帯ルーターの日常転用についてですが、利用者認証に係るパスワード設定ができないため、総務省のWi-Fiに関するガイドラインを満たさないこと、また災害用ルーターを平時に利用した場合、接続するためのパスワード等を公開するため、災害時に避難された方が接続する際、避難者でない方のアクセスが集中し、接続上限を超える可能性があることなどの理由から、現時点では難しいと考えております。

次に、安全性確保や情報管理などの課題についてですが、職員が利用する環境と住民の方が利用される環境は、セキュリティーの面から別にする必要があること、また、総務省のWi-Fiに関するガイドラインにおいて、利用者認証に係るパスワード設定が必要であるなどの、各種のセキュリティー確保が求められていることなどが挙げられます。

コロナ禍におきまして、ウェブ会議やインターネットを活用した講演等も増加しており、公共施設においてインターネット環境を利用したいというニーズも増加するも

のと見込まれます。後期実施計画におきましては、社会機能維持の観点からテレワークや庁舎内モバイルワークなど公務を行う職員を対象としたデジタル化を中心に計上したところですが、公共施設のインターネット環境整備についても各施設のニーズやセキュリティー面、費用面など、引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問ございますか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。ありがとうございます。

現状としては、やはり役場の職員が仕事に使うところは大いに活用されているということでもありますけども、一般の住民利用のところは、町の主催事業以外はほとんどできないという現状、これよく分かりました。

近隣の市町にちょっと問い合わせてみたんですけども、やはりまだ整備もまちまちのようではあります。広島市内の区民センターは使えるということですけども、グループによっては、だから、くすのきプラザじゃ駄目じゃけえ、東区民を借りようで、ようなこともされてるミーティングは、東区民へ行こうでという方もおられるようすし、いややっぱりマックでいいんじゃないという形で、マクドナルドで開いたりする例もあるようです。せっかくくすのきがあるのに使えないのはもったいないということではありますが。海田町は立派な、この間、織田幹雄記念アリーナができて、ええのができたね言うて、ちょっと聞いてみたわけですが、すみません、外面は立派なんですけど、W i - F i 駄目ですということでありました。坂町には、もうちょっと古いけど、これより立派なサンスターホール、ここは防災拠点ではありますけども、日常の利用者には先ほどの携帯ルーターを貸し出し、そういう方式で使えるということのようであります。

私のようなIT音痴のじじいですら、ここ一、二年、何回オンライン会議に引きずり込まれたことかと。皆様も同じであると思うわけですが、オンライン飲み会なんかもあったりするわけですけども、やはりこれが今コミュニケーションの道具として、社会生活のインフラにもう定着してきているわけであります。ぐずぐずしているわけにはいかないと思うわけであります。

御答弁は引き続き、調査・研究してまいりたいというところですが、そこらもぜひ

近隣に後れを取って、せっかくこっちでやりよった会議を向こうにとられる、とられるというか、逃がさないようにも調査・研究していただきたいと指摘しておきます。

それから、たちまちの整備でいろんな工夫できるんじゃないかと。国の補助とか、あるいはちゅピCOMの今、災害用だとか、そこも研究課題ということですが、国庫補助は財政力指数が高過ぎて府中ではできない。優秀過ぎるわけ、あんたどこ駄目やということのようですけども、ならば、ちょっと午前中にも指摘しましたけど、コロナの交付金とか地方創生臨時交付金、これは優秀だろうが何だろうが関係ないわけで、こういうところも含めて、この整備について検討すべきではないだろうかと思うわけであります。

それから、ちゅピCOMの災害用の携帯ルーターが日常にはできないと。総務省のガイドラインがある。一気に多数が使われるとアップするという問題があるようですけれども、ここはちょっと私も素人であれなんですけど、限られた会議室で、限られたミーティングやる場合ならできるんじゃないんでしょうか。先ほどの坂町のようなルーター貸出し方式、これはできるんじゃないかという気もするわけであります。研究の余地があるのではないかと、指摘させていただきます。

ちゅピCOMのルーター、今12台、無償提供、府中が受けとるわけですけども、これを常には避難所以外のところへ倉庫に眠らせておいて、避難所ができたとき、ぱっと持っていくと。それはそれ、せっかくなのに、ほいじゃ最初から避難所になるようなくすのきなり、どこなり置いとってでもいいんじゃないかと、こういうもったいないことを考えるのは、やはり何とかなるんじゃないかという気もしないではないので、ここも研究課題として、ぜひ調査・研究いただきたいと思います。ちゅピCOMの担当者に聞くと、あれは災害用ということで提供しとるけど、ええんよ、何に使うてもいいんじゃないけ、役場でやってくださいよみたいなことを言っておられました。企業の地域貢献として12台府中に貸し出されておるわけですから、何か工夫ができやせんかという気はするわけであります。ちゅピCOMについては、我が府中町も150万円を出資しておる第三セクターでありますから、株主として、そこの何か工夫して、もうちょっと使わせてやという交渉する、そういう権利はある、私はそう思うわけであります。こうした点も指摘させていただいておきます。

再質問と言っても課題の指摘ではありますけども、もうちょっと何とかなるんじゃないのみたいなところが、私としては言いたいわけであります。



以上、これだけ普及が進んで、しかもコロナもあって、ネット環境に対するニーズが高まっている現状で、調査・研究さらに進めていくべきだろうと思うわけですが、何か重ねて見解があればお聞きします。災害用の工夫だとか、あるいは今のいろんな制度の交付の活用だとか、たちまちの利用でも少し工夫できるんじゃないのと思う点がやはりちょっと、せこいじじいとしては気になるわけですが、何か御見解があれば、答弁をお願いします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（藤永政己君） 情報管理課長です。ただいま田中議員のほうからいろいろと御指摘をいただきまして、交付金の活用であるとか、ちゅピCOMのWi-Fiを平時でも利用できないかというところも御指摘いただきましたので、それぞれ各施設、その利用者の方のニーズも違ってこようかと思っておりますので、そういったところのニーズも含めて、今後研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問ございますか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 終わります。

○副議長（西山 優君） 以上で、第6項、無線LAN（Wi-Fi）の整備について、6番、田中議員の質問を終わります。

皆さん、どうしましょう。このままいくか。休憩を取りますか。いきます、はい。でしたら、続いてまいります。

休憩。はい、じゃ休憩を。3時20分まで休憩といたします。休憩。

（休憩 午後3時12分）

（再開 午後3時20分）

○副議長（西山 優君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） 続いて、総務文教関係、第7項、公共施設等総合管理計画改訂（案）について、11番、寺尾議員の質問を行います。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。私は公共施設等の総合管理計画、現在改訂作業中ということで、それに関しまして一般質問をさせていただきます。

公共施設管理計画は、人口減少などによる公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等の更新などを計画的に行うために策定するものであり、総務省から策定指針が示されておりまして、全国の自治体で取り組まれているというものでございます。計画に定められました公共施設の集約化・複合化、長寿命化、除却などの各種事業に対しまして、後年度の交付税措置がある有利な地方債が充当できるというものでございます。

町では、平成28年度に当初計画を策定し、5年を経た現在、改訂作業を進められております。住民に対する意見募集（パブリックコメント）が先月の2月1日から18日にあり、改訂案が公表されましたので、その案の内容などについてお伺いをいたします。

まず1つ目ですが、最初にこの計画の目的、概要と今回の改定のポイントについてお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目、次に改訂案の中の各公共施設の今後の方針について、気になる点が若干ありますので、その点についてお聞かせをください。

1つ目としてまず、町内会に無償貸付を行っております柳ヶ丘町内会集会所に関する記述で、これについて計画案では老朽化が著しく進行しているため、地元町内会との調整により廃止を決定し、令和5年、2023年度に解体予定だと新たに記載をされておりますが、その調整経過と解体後の土地利用計画などについてお聞かせをください。

次に、南公民館に関する記述ですが、これにつきましては、耐震性も確保されていない施設との複合化について検討を行いますと新たに記載をされております。この複合化、対象施設とは具体的にはどのような施設でしょうか。また、その検討内容についてお聞かせをください。

次に、くすのきプラザに隣接する町立体育場、体育館に関しましては、計画の改定前が、記載として利用実態も踏まえた機能回復について検討した上で除却しますという表現から、老朽化が著しく進行しているため除却しますと、機能回復という文字、表現がなくなっておりますが、その理由をお知らせをください。

続きまして、町営住宅の山田ブロック住宅と五反田住宅につきましては、改定前の計画が、集約化による効率的な土地利用を検討しますという表現になっておりましたが、今回では、集約建て替えを検討しますという表現に変わっておりますが、建て替えについて検討が前に進んだかどうかという意味であるのかということについてお伺いします。

次に、改定前には記載がありませんでしたが、鶴江1丁目の民間より買取りを行いました土地建物でありますダーナサイナス、ここではこの計画では鶴江仮住居という名称になっておりますが、これにつきまして書いてあるのが、現在、町内会集会所、ファミリーサポートセンター、観光協会事務所として使用しておりますが、令和7年、2025年度に廃止、売却予定ですと。売却処分とその年度が明記されておりますが、既にこの処分は決定されたということでしょうかということでお伺いします。

また、緑ヶ丘にございます旧朝泊のため池につきましても、普通財産として利活用予定がなく、毎年度除草等の経費がかかっているため、令和6年、2024年度に売却予定ですと。これも新たに明記をされておりますが、これについても処分が決定されたかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

次に、③の改訂作業に当たってということですが、町民の方を対象に意見募集（パブリックコメント）を実施されておりますが、議会との情報共有等はどのように行われたか、また今後その予定があるかについてお伺いをします。

総務省が示しております策定指針の留意事項の4という項目がありますが、ここに議会や住民との情報共有等という項目がありまして、当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりの在り方に関わるものであるから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定、改訂段階においても議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいと記されております。本計画は、府中町の今後のまちづくりに大きく関わるものであり、議会や住民との情報共有など不可欠だと思います。この辺について、どのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

④次に今回の計画策定以外でも、町ではまちづくりの基本となる各種計画を毎年のように書いて策定作業を行われております。策定過程における議会・議員との情報共有、議員への概要説明、質疑、意見照会の方法については、どのように考えられておられるでしょうか。お伺いをします。計画によっては、事前に議員へ説明するものが

あつたりなかつたりと、特に基準がないというふうに感じております。町執行部として情報共有の方法の見直し、基準づくりなどの考え方はあるかどうかについてもお伺いしたいと思います。

以上、答弁方、よろしく願いをいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。11番、寺尾議員の一般質問、公共施設等総合管理計画改訂（案）について答弁いたします。

1つ目の、この計画の目的、概要と今回の改訂のポイントについてお答えします。府中町の公共施設等総合管理計画は平成28年度に策定されました。令和3年度で5年が経過したことから見直しを行ったものです。当該計画の概要につきましては、建築物や道路、橋梁、下水道、公園など全ての公共施設を対象とし、総合的な視点での必要経費の見直しを立て、将来的に財源が減少していく中で、いかにして公共サービスを持続させていくのかという方針を定めるものです。府中町では、昭和30年代から昭和50年代の高度経済成長期の人口増加に合わせて、集中的に公共施設の整備を進めており、それらの公共施設等の多くで老朽化が進行し、施設の更新や維持管理に必要な費用が増大することが予想されます。限られた財源で公共サービスを持続的に提供していくため、長期的な視点を持って公共施設の長寿命化や計画的な更新を進めるため、平成28年度に当該計画を策定し、今回、改訂を行うものでございます。

今回の改訂ポイントは3点ございます。まず1点目として、計画策定から5年が経過しておりますので、平成28年度以降に策定、改訂された個別計画及び実績を反映しております。2点目です。今後40年間の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の中長期試算を行い、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と、長寿命化を反映した場合を比較して、その効果額を試算しています。3点目です。施設更新時期の集中等による財政負担の平準化を検討しております。

2つ目の各施設の今後の方針についてお答えします。最初に、柳ヶ丘町内会集会所です。柳ヶ丘町内会集会所は、柳ヶ丘の旧所有者から寄附を受け、現在、令和4年度末まで地元町内会である柳ヶ丘第5町内会に無償貸付を行っております。解体に向けた調整経過ですが、当該施設は建築後61年が経過し、老朽化が進行しており、耐震性も確保されていないため、地元町内会と今後の施設の在り方について協議を行った

結果、令和5年度に解体を予定するものでございます。解体後の土地利用計画については、地元町内会と協議の上、活用方法について検討中です。

続いて、府中南公民館です。府中南公民館の改築につきましては、計画的な施設集約化や複合化を行うことにより交付税措置のある有利な地方債（公共施設等適正管理推進事業債）の活用を計画しております。複合化対象施設としましては、老朽化した施設などから、今後抽出し検討してまいります。また、検討内容につきましては、施設規模の抑制や設備の共有化等による整備費の削減、及び管理・運営の共有化による効率的な施設運営における維持管理費の削減、並びに施設の地域バランスによる利用者の利便性などについて検討するものでございます。

続いて、町立体育場です。町立体育場は、築後64年が経過し著しく老朽化している状況です。修繕や機能回復のためには多額の経費が予想されることから、まず、除却をする方針で、利用状況の現状把握や周辺施設への利用促進も選択肢とし、今後の対応について、引き続き検討を行うこととしております。

続いて、町営住宅です。町営住宅については、令和2年度に改定された府中町町営住宅長寿命化計画を反映させ、山田ブロック住宅と五反田住宅については、集約建て替えを検討しますといたしました。今後、具体的な個別整備計画の立案を行うものでございます。

鶴江仮住居（ダーナサイナス）及び旧朝泊ため池については、第4次総合計画の後期実施計画の町有地売却事業において、旧朝泊ため池については、令和6年度、鶴江仮住宅については、令和7年度に目標年度が設定されましたので、それを反映したものです。

公共施設等総合管理計画は、長期的・総合的な視点に立って公共サービスを持続されていくための基本的な方針を定めるものであり、この計画の記載をもって、財産の処分等について決定するものではございません。財産の処分等を行う際は、これまでと同様、個別に丁寧な御説明をしていく予定でございます。

改訂に伴う意見募集手続制度（パブリックコメント）につきましては、実施要項に基づき、令和4年2月1日から18日の期間で実施しており、議員の皆様方にはパブリックコメントを実施する旨の通知をいたしております。今回の公共施設等総合管理計画の改訂に当たりましては、平成28年度の現計画策定当時も事前説明等は行っていなかったこと、現計画の基本方針・実施方針は原則踏襲していることなどの理由に

より、策定前の概要説明等までは必要はないと判断いたしました。なお、計画改訂後、4月の総務文教委員会で本計画の内容について御説明をする予定としております。

各種計画の策定段階での議会との情報共有、議員の皆様方への概要説明についてです。このたびの公共施設等総合管理計画の改訂においては、意見募集手続制度に基づいた取扱いをさせていただきましたが、一方で、ほかの計画を見てみますと、第4次総合計画や地域公共交通網形成計画など意見募集の前に全員協議会や常任委員会で概要説明を行っている事例もございます。中にはケース・バイ・ケースということもあろうかとは思いますが、しかしながら、一定のルールづくりの必要性も感じているところではあります。各種計画策定における案段階での議会との情報については、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問ございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁、ありがとうございます。

この公共施設等総合管理計画は、長期的な視点を持って公共施設の長寿命化や計画的な更新を進めるための計画ということであり、まさに町の公共施設の基本計画に当たるものということでございます。改定に当たっては、個別計画や実績の反映、効果額の試算、財政負担の平準化を図ることがポイントだということでございます。

今回の改訂案におきまして、各個別の施設の記載について気になった点をお伺いし、丁寧に御説明いただきました。柳ヶ丘の町内会集会所の跡地の利用計画は検討中ということですが、この町内会集会所は寄附を受けたものということでございますが、町の公共施設を、普通財産ですね、町の普通財産を丸々1棟を地元町内会に無償で貸付している唯一の例だと思いますので、この経緯について少し補足して説明をしていただきたいと思います。

南公民館の件ですが、南公民館と複合化する施設については、今後、施設を抽出して検討するということですが、これがいまいち、どういう施設と複合化するのかが、なかなか私自身、想定がつかないということでございます。具体的な対象施設があるというのなら、早めに提示していただきたいと思います。本当にちょっと思いつかないということでございます。

次に、町立体育場の体育館ですが、機能回復のためには多額の経費が予想されるこ

とから、まず除却をする方針とし、今後の対応については引き続き検討を行うということで、こういう答弁は結局、基本は除却前提で考えているということだと思います。機能回復につきましては、既存の周辺の施設、くすのきプラザとか府中公民館、小学校、府中小学校の体育館などで対応するという意味であると理解してよろしいのかということです。そういうことならば、既存の施設で対応することになれば、今後、利用調整とか使用料の調整とかいうのが必要だというふうに思っております。

次に、町営住宅の山田ブロック住宅と五反田住宅の集約建て替えにつきましては、昨年度改定された町営住宅長寿命化計画に基づき建て替えるということですが、この長寿命化計画というのが公表されているかどうかについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。また、具体的な建て替えの時期、規模、また場所などは現段階までの検討状況の内容について教えていただけるものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

鶴江の仮住居、旧朝泊ため池の町有地の売却の件でございますが、昨年度、策定されました実施計画に、歳入の事業として売却が計上されていたものを反映したということでございます。財産処分について直ちに決定したというものではない、財源計画の1つとして検討を予定しているものだという回答でございました。この公共施設等総合管理計画に今回、鶴江の仮住居はその他の行政施設として、また旧朝泊ため池は公有地の中の基本的な方針として、年度を明記して処分が新たにかけていたもので、ちょっと確認のためにお伺いしたというものでございます。財源確保対策としての土地処分でございますので、町の財政状況や事業の実施状況は毎年変わっております。その時々判断は見直されて当然であり、計画に上がっているから、そのとおり処分するというものではないものと理解をしております。特に当該町有地は、町の市街地内に残ったある程度の規模面積を有する大変貴重な土地でございますので、今後、検討を進める必要があると思われる消防庁舎や役場庁舎の再整備の種地、代替地としても十分検討できる土地ではないかと思っております。将来的な公共施設整備を考える上で、いろいろ考えなければならないのではないのでしょうか。そういった視点からも検討をぜひ進めていただき、そういった視点も含めて処分することが不可欠、やむを得ないという判断に立ったら、やむを得ないというふうに思っております。また、答弁にもありましたように、ある程度まとまった面積の土地を処分する場合は、町民の関心も高いものでございますから、これまでもそうだったように事前に丁寧な説明

をお願いしたいと思っております。

次に、議会との情報共有の方法についてでございます。答弁では、議員へは町の住民意見公募の要綱に基づき、意見公募を実施する旨の通知をしたということでございます。議員への事前説明は、5年前の当初計画を作成した当時、説明をしていなかった。今回は基本的な部分は大きく変わっていない。改定後に常任委員会で説明する予定であるとのことでございます。私自身、行政のほうの出身ですから、事務方の気持ちとしては、気持ちは理解はできます。前と同じやり方でやっているのにとということだと思います。しかし私から言えば、立場が変われば少し見えるものが違ったりする部分があります。やはり議員としては、住民の代表として町の基本方針の策定に関しましては、意見とか要望を伝えたいし、これが私の仕事である部分であるというふうに思っております。スケジュール的なものがありますので、今回の計画改訂作業についてこれ以上申し上げることはありませんが、やはり住民に意見を聞く、意見を募るといふことなら、やはり議員へも同じようにという思いはやっぱり必要ではなかったかなというふうに思っております。

次の項目です。一般的な計画策定における議員との情報共有についてですが、これは財務部ということじゃなくて、町全体に係ることだと思いますが、これまで一定のルールがないので、そういった一定のルールづくりの必要性を感じる、今後、研究・検討してまいりたいという答弁でございました。早急に基準づくりを進めるべきだと思います。各計画担当の考え方や議員側の捉え方のほうで、議員へ説明したりしなかったりということが生じております。議員として、調査・研究や意見表明する公平な機会が確保されないということになります。こういったスケジュール感を持って、基準づくりや紹介方法の見直しを進めていくか、お伺いをいたします。また、そういったルールづくり、研究・検討を行っている段階での各種計画策定での議員との情報共有はどのように取り扱おうと思われておりますか。これまでと何も変わらず、ケース・バイ・ケースということにはならないと思いますが、いかがでございましょうか。

また一方、町の府中町意見募集手続制度実施要綱では、意見公募の目的は行政運営の透明性の向上と町民の町政への参加機会の充実を図ることとし、対象となる意見公募の対象となる施策として、まず1つが、町の基本構想及び個別の行政分野における基本方針の策定または重要な変更、2つ目として、基本方針を定める条例の制定改廃、3つ目として、義務を課し、または権利を制限する条例の制定改廃、その他となって



おります。つまり、住民意見公募をする計画は、町の個別の行政分野の基本方針であると、そうで認識をしている計画であるということでございます。だから、せめてこうした計画については、まず計画策定段階において議員に意見照会すべきものと思っております。住民の方に意見を聞いて、議員には聞かないということにはならないと思います。こうしたルールを議会と協議の上、取り組めたらいかがでしょうか。再度、御見解をお伺いをいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。11番、寺尾議員の2回目の質問について答弁いたします。

1点目、個別の施設についてですが、柳ヶ丘町内会集会所の取得経過につきましては、平成25年3月に柳ヶ丘の旧所有者から土地及び建物の寄附を受けた際、地元町内会活動等に活用させていただくこととして受領して、現在に至っております。

府中南公民館と複合化する施設については、今後、予算措置も含めて検討していく中で決定する必要がある、地域バランス等も考慮するなど選定条件が複雑に絡み合っていることから、検討には時間を要するものと考えております。そのため、方向性が見い出せた段階で公表とすることを考えております。

町立体育場は、議員御指摘のとおり、今後、周辺施設を基本的に候補施設として利用調整を図るなど、町立体育場の解体に向けた準備を行うものと考えております。

町営住宅長寿命化計画は現在ホームページで公開しており、町営住宅の山田ブロック住宅と五反田住宅については、山田ブロック住宅側に集約建て替えをすることとしておりますが、まだ具体的な整備計画は策定しておりません。そのため、今後の整備計画を策定する中で、建て替え時期や規模については公表するものと考えております。

鶴江仮住居及び旧朝泊ため池については、これまで普通財産として管理する中で、いろいろな利活用が検討されておりますが、現在の活用方法としては、売却し自主財源を確保することが最終案となっております。議員御指摘のとおり、売却予定時期までに最も理想的な案が出れば、方針の見直しも視野に適切な対応を図りたいと考えております。

2点目の公共施設等総合管理計画改訂（案）における議会との情報共有の方法は、についてですが、当該計画については、上位計画である基本計画を基に、平成28年

度以降に個別計画の策定及び改訂したものと、現計画の5年間の実績を踏まえた見直しであり、このたびの改訂においては、各施設の基本的な対応を新たに決めるような案件を伴わないことから、計画改定後、常任委員会で御説明することといたしました。次期当該計画の改訂の際に、当該計画で新規に各施設の対応を決定する案件がある場合は議員御指摘の議会や住民への情報提供、情報共有につきましては十分に配慮してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（西山 優君） 総務課長兼職次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） 総務課長兼職次長です。11番、寺尾議員の計画策定に係る議会との情報共有についての質問に対して答弁いたします。

府中町意見募集手続制度実施要綱は平成27年9月から施行し、平成27年12月1日以後に策定の意思決定を行う施策から適用しておりますが、このたびの公共施設等総合管理計画改訂（案）につきましても、実施要綱にのっとり議会へ町民の意見募集手続を実施する旨を書面により通知させていただくことで対応しておりました。しかし、1回目の質問で財務部長のほうで答弁いたしましたが、計画によって議会への概要説明を行ったり行わなかったりという状態が適正であるとは考えておりませんし、また議員がおっしゃいますとおり、議員への意見照会の必要も感じているところです。

議会と協議の上、取り決めてはどうかという御提案をいただきましたので、できるだけ早期に取り組んでまいりたいと考えます。

答弁は以上です。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問ございますか。

11番、寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 一般的な計画策定に係る議会との情報共有の部分につきましては、議員と協議の上、できるだけ早期に取り組んでまいりたいという非常に前向きな、積極的な答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。議長、副議長に対しましても、執行部と協議の上、そういったルール化について早い時期に決めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（西山 優君） 以上で、第7項、公共施設等総合管理計画改訂（案）について、11番、寺尾議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第8項、新たに実施される公立高等学校入学者選抜制度について、13番、三宅議員の質問を行います。

13番、三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番、三宅です。質問に入ります前に、資料の質問趣旨の1行目、広島県公立高等学校入学者選抜制度制、制の字が繰り返されており、訂正しておわび申し上げます。失礼いたしました。

それでは改めまして、新たに実施される公立高等学校入学者選抜制度について質問いたします。質問の趣旨ですが、2001年、平成13年から実施されている現行の入試制度が22年ぶりに抜本的に見直され、2023年、令和5年度から新たな制度で実施されます。当初は令和3年度から段階的に実施する方針が示されておりましたが、在校生などから在校中の制度変更に対して反対の意見が多数出たため、令和5年からの変更実施に先送りとした経緯があります。

このことから、十分な準備期間があったにもかかわらず、入試まで1年を切った現在に至っても、各町内学校で制度変更のパンフレットの配布はされているものの、県のホームページ、新聞報道などを見ても具体的な内容について理解することが困難であるとの声が聞こえてきます。将来を左右する高等学校の受験制度という関心の高い事柄であるにもかかわらず、住民への十分な周知がされていないと思います。そこで、新たな制度の概要、大きな変更点について、また府中町の取組についてお聞かせください。

○副議長（西山 優君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。13番、三宅議員、新たに実施される公立高等学校入学者選抜制度について、に答弁します。

御質問の新たな制度の概要とそれに対する府中町の取組についてですが、令和5年度から広島県公立高等学校の入学者選抜制度が変わります。この変更は、広島県教育委員会が「15歳の生徒に身につけておいてもらいたい力」としてまとめた「自己を認識し、自分の人生を選択し表現することができる力」を評価するためです。

具体的には、主体的に志望校を選択できるよう全ての高等学校の教育目標や育てたい生徒像などを事前に公表し、調査書の簡素化、入学者選抜に係る期間の短縮などが行われます。特に大きな変更は、現在の選抜1（推薦入試）がなくなり、選抜2（一

般入試)で受検生全員に「自己表現」を実施することとなります。自分自身のことや、高等学校に入学した後の目標などについて、受検生が自分で選んだ言葉や方法で表現します。例えば、演奏や事前に撮影した動画や写真などをタブレットで示すことも可能です。

具体的な選抜日程や自己表現の評価方法などについては、広島県教育委員会からまだ公表されておりませんが、表現する内容は、本町が教育活動の基本理念にも据えて小中学校を通して取り組んできた「志の教育」の内容であり、制度が変わったことで特に教育活動を変えることはございません。

町内各小中学校では、日々の授業や学校行事、特に学習発表会や職場体験を関連づけながら、発達段階に応じて自己を認識し、自分の人生を選択して表現することに質の高い内容で取り組んでおります。例えば、小学校ではゲストティーチャーの講話や読書活動など様々な学びを通して自身を振り返り、「よりよい生き方をするために、これから自分が何をするのか」について、級友や保護者に発表することで理解を深めています。中学校では、地域の職業人の講話、質疑応答を通して触れたその人生観、勤労観、実際に現場でその現状に触れる職場体験などの学びから、中学2年生が自分の生き方についてプレゼンテーションする「よりよい生き方コンテスト」を実施しております。また、中学3年生になり、2年生で考えた自分の将来をどのように考えて進路決定につなげていったかを、1・2年生に伝える「立志の会」などの取組も行っております。このように、小中学校を通して「志の教育」に取り組んでおります。

次に、保護者への周知方法ですが、これまで公表されている新制度の内容につきましては、両中学校では県教委のパンフレットを配布するなどをして周知しております。また今後、発表される予定の日程等詳細についても、新年度に入り各中学校が行う進路説明会など様々な機会を通して速やかに周知する予定でございます。

今後、生徒たちが新しい入学者選抜制度において、小中学校で取り組んだ成果を効果的に発揮できるよう、引き続き、府中町教育委員会として指導してまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長(西山 優君) 2回目の質問でございますか。

13番、三宅議員。

○13番(三宅健治君) 答弁ありがとうございました。

入試まで1年を切り、不安を抱えている生徒、保護者の立場から、また同世代の娘を持つ親の1人として、このたび質問させていただきました。県が主体となって行われている制度改革であり、情報が限られている中で答弁いただき、ありがとうございました。新制度の詳しい内容につきましては、3月19日土曜日に、県教委の平川教育長が出演して、Y o u T u b eにてライブ配信されるということなので、そちらのほうで確認したいと思います。

さて、府中町としての取組ですが、町内の各小中学校では、日々の授業や学校行事の中で、発達段階に応じ自分を認識し、自分の人生を選択し表現する、このことに取り組んでおり、表現する内容は府中町が教育活動の基本理念に掲げて取り組んできた「志の教育」の内容であり、制度が変わったことで特に教育活動を変えることはないとの答弁でしたので、これまでの教育活動の延長線上に高校入試があり、十分に対応できると理解をいたしました。

とはいえ、ほとんどの生徒が初めて迎える受検であり、これまでにない新たな制度の下で行われる高校入試は、保護者も含めてとても不安なことと思います。そこで、まず1点目、自己表現への対応として、県教委学びの変革推進課長は県議会、文教委員会の中で、生徒自身による自己表現カードの作成や全ての受検生への面談で、中学生の指導では、地域の人たちの力を借りるのも選択肢になるとし、自己表現カードの作成や面接について、学校の指導にはなかなか手間がかかってくる部分もある。このことから、地域住民が学校運営に参加するコミュニティースクールを引き合いに、学校だけで全てを完結させるのではなく、地域の方々を含めた力を借りながら、必要な対応をしたいと述べられております。また、令和4年3月8日付の中国新聞では、廿日市市の事例として、面接方式の自己表現の対策に地元住民や商工会職員が面接官役として協力している記事が紹介されています。府中町においても、地域住民の協力をいただき、地域社会全体で府中町の将来を支える子どもたちを育てる環境づくりを進めていただくよう要望いたします。

次に、2点目といたしまして、昨年の公立高校入試の際に、要綱では持ち込めないコンパスを机の上に置いたことにより受検無効となった事件がありました。しかし、ほかの受検会場では、同様ケースで試験官が注意を促し、コンパスを片づけて受検が続けられたということもありました。ルールはルールとしてあるものの、試験会場間での不公平や教育的な配慮が問題となりました。新たな入試制度の自己表現では、題

材の自由度があり、タブレット、楽器等を持ち込めることになっております。子どもの将来を左右するような同様の事態を繰り返さないためにも、町内中学校の教員に対して、このたびの制度変更に対する研修を十分に行っていただくよう要望いたします。

この2点を要望して、私の質問を終わります。

○副議長（西山 優君） 以上で、第8項、新たに実施される公立高等学校入学者選抜制度について、13番、三宅議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） ここでお諮りします。

本日は、これをもって延会としたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は3月15日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（延会 午後 4時07分）